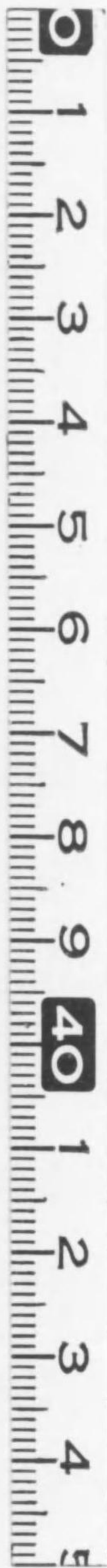


特23-589



1200800151663



始



特23

589

法理管校學

明高平小

著



明治
45. 5. 8
内交

霞成晚



序言

本書は師範學校改正教授要目に準據し教育制度・學校管理法・學校衛生の一般を平易簡明に叙述して、教育者たらんとするものに小學校教育の實際の事項に就きて其の理法を詳にし、小學校に關する現行の法令規則の要旨を明にし、以て之が適用を誤るなからしめんことを期せんとして編纂したりしものなり。現今師範教育の實際を見るに、管理法を學ぶもの教ふるもの共にその無味乾燥に飽き、甚しきは管理法の研究を以て無用の餘事となすものあり。これその咎の大部分は教科書の不完全なるによらずんばあらず。著者ここに鑒みるところあり。教育制度につきては現在の制度を詳にするの外學制に關する最近の傾向を洩さず、管理につきては法理の明確と運用の利便とに意を用ひ、衛生に於てはその實施に適切なるを志し、以て全篇をして生氣あらしむるにつとめたり。庶幾くは師範學校教科書若くは教員講習用書として適當なるを得ば、著者の斯道に捧げんとする丹心、又その幾分の満足せらるるも

のあるべきなり。

明治四十三年八月

著 者 識 す

訂正の序

著者曩に管理法を著述して師範學校の教科用書竝に教員檢定の受験参考用書たらしめんを圖るや、いたく江湖の贊同を得て版を重ねる數次に及べり。この間法令の改廢と、實地教育上、新に得たる經驗とは著者をして改訂修補數回ならしめたり。昨夏亦小學校令竝に同施行規則に改正あり。蓋しその要旨とするところ、教育をして實用上一層適切ならしめ、以て小學校教育の内容の充實改善を期せんとするにあるや論なし。本書即ちこの精神に基づきて改訂を加へ、以て教育作業の圓滿なる進行を企圖せんものの指南車として遺漏なきを期せんとす。これを改訂の序となす。

明治四十五年四月

著 者 又 識 す

學校管理法 目次

第一章 教育制度の概要

第一節 國家と教育との關係

第二節 教育と宗教との關係

第三節 學校の種類及系統

第四節 我國教育制度の沿革

第二章 小學校の本旨及種類

第一節 小學校の本旨

第二節 小學校の種類

第三章 小學校の設置

第四章 小學校の教科及編制

第一節 修業年限

第二節 學年・學期・休業日・教授時數

一

一

四

六

一一

一九

一九

二二

二四

二八

二八

三〇

第三節	教科目	三四
第四節	教授課程	三八
第五節	教科用圖書	五一
第六節	教授細目	五四
第七節	卒業及修業	五六
第八節	學級編制	五九
第九節	補習科	六五
第五章	小學校の設備	七〇
第一節	校地並に運動場	七〇
第二節	校舍	七四
第三節	校具	八四
第六章	就學	九〇
第七章	小學校の職員	九九

第一節	職員の種別及その資格	九九
第二節	學校長及教員の進退	一〇七
第三節	學校長及教員の義務並に懲戒	一一一
第四節	學校長及教員の權利	一一六
第八章	小學校の費用負擔及授業料	一二九
第一節	小學校の費用負擔	一二九
第二節	授業料	一三六
第三節	基本財産及積立金	一四〇
第九章	小學校に類する各種學校	一四二
第十章	幼稚園	一四四
第十一章	管理及監督	一四九
第一節	管理者並に監督者	一四九
第二節	學務委員	一五二

第十一章 採光・通風・煖房・清潔法

第一節 採光

一五六

第二節 通風

一五八

第三節 煖房

一六一

第四節 清潔法

一六二

第十三章 教授上の衛生

一七五

第十四章 身體検査

一八二

第一節 身體検査法

一八二

第二節 學校醫

一八九

第十五章 學校傳染病 救急療法の大要

一九一

第一節 學校傳染病

一九一

第二節 急救療法の大要

二〇一

小平 高明 著

學校管理法

第一章 教育制度の概要

第一節 國家と教育との關係

教育は國家が自存發達の目的を達する手段として臣民の利益幸福を増進せんために施す助長行政の一なりとす。國家と教育との關係につきては、三種の異なる主義あり。一は自由放任主義にして、即ち教育事業を全く民間に放任して、ほとんど干渉を加へざるものなり。およそ、人の親として、己が愛する子女の無學無識なるを望むものなく、かならずや、智能を啓發し、徳器を成

就せしめて、すくなくとも己以上の人たらんを希はざるものなければ、子女の教育は、父兄の自由に放任し、家庭又は個人の設營のなすがままたらしめ、國家は、これに干渉する必要なきが如くなれど、教育を私人の自由に委任するときは、多數の父兄は早く子女を専門の職業に従事せしめんとし、教育を施すべき私人或は團體は、その好むところに從て教育し、國家が國民として要求するだけの智徳を啓發するなく、その極、國民精神の統一あるなく、國家の生存發達に多大の不利を與ふるものなり。かつや教育事業は、諸種の産業と異なり。その效果容易にあらはれがたければ、その性質、私人の事業に適せず。故に私人にして、これを經營するも、中途にし

て挫折するなきを保せず。これ自由放任主義の、とるに足らざる所以なり。二は**獨占主義**にして、大小各種の教育を擧げて、國家の手によりて施設し、私人をして、聊これに與らしめざるものをいふ。これ又、あまりに劃一にすぎ、特異多様の發達を見る能はず、教育の進歩を害するが上に、國家は事業の煩多なるに苦しむ弊あり。三は**折衷主義**にして即ち、一方に於ては、國家の手によりて、これを經營すると共に、他方に於ては私人の施設を許し、しかも國家は全く、これを個人の自由設營に放任せず、自己の監督の下に、規律を遵奉せしむるものにて、我國現時の教育制度は、この精神を採用せり。

概要 國家と教育との關係につきては、自由放任主義・獨占主義・折

衷主義の三主義あり。自由放任主義は全く私人の施設に放任するもの、獨占主義は、全く國家の手により經營するもの、いづれも弊あり、折衷主義は、國家の手によりて經營すると共に、私人の施設を許すもの、我國現時の教育制度の精神なり。

設問 國家と教育との關係を問ふ。

第二節 教育と宗教との關係

宗教は人と神又は佛との關係を説きて、人に安心立命を與へんとし、教育は實地生活の準備を與へ、品性を陶冶して完全なる人格を作らんとするものなれば、いづれも人を教導するものなるより、古來その關係、極めて深く、古は、教育も僧侶の手によりて行はれたる時代あ

りき。されど僧侶の施す教育は往々にして國家の要求するところに合せざりしかば、國家の勢力の勃興すると共に、教育の權を僧侶より奪ひて、己が機關をして行はしむるに至りしも、歐洲にありては、今も猶、宗教を以て教育の一大要素と見、學校に於て宗教教育を行ふところ多し。學校教育と宗教との關係につきては、三種の主義あり。一は無宗教學校とて、學校に於て全く宗教を授けざるものを指し。これに反して學校に於て宗教を授くるものにも單宗教學校とて、特定の一宗教のみを授くるものと、複宗教學校とて、二種以上の宗教を同一の學校にて授くるものとあり。わが國にては、宗教と學校教育とは、相關係せしめざるを原則とし、道德の教訓

は、宗教によらずして修身倫理によるものとなせり。ただ、各種私立學校に於ては、公の安寧秩序を害せざる限りは、宗教教育を施すを妨げざる規定なり。

概要 宗教と學校教育との關係につきては三種の主義あり、無宗教學校主義、單宗教學校主義、複宗教學校主義これなり。我國にては無宗教學校主義をとり、道德上の教訓は修身倫理によるものとなせり。

設問 宗教と教育との關係を問ふ。

第三節 學校の種類及系統

わが國の學校は、その種類を大別して、次の數種となすを得べし。小學校・中學校・高等女學校・高等學校・帝國大學・

専門學校・實業學校・師範學校・盲啞學校・各種學校及、幼稚園の十一種これなり。これらは、みな、間接直接に文部大臣の監督に屬すれど、陸海軍の諸學校・學習院・商船學校等は文部省所管外にて、他省の直轄に屬す。その他、各種の講習所・練習所の如きは學校の名なくして、學校の實あるものなり。小學校は初等の普通教育を授くるを以て目的とす。わが國の小學校には、尋常小學校・高等小學校の別あれど、國民に就學の義務あるは尋常小學校に限れり。尋常小學校は獨立したる目的と任務とを有するものにして、もとより中學校の豫備校にあらず。いはば、上級の教育には關係なき最終の教育場ともいふべきものなり。高等小學校は義務教育を終りたる兒童に

對し更に進みたる普通教育を施し、國民道德を涵養すると共に、生活に必要な知識技能を授け、卒業後各種の事業に従事するに一層適切なる性格を得しむるに在れば其の目的とするところ、自、中學校・高等女學校と同じからず。中學校は國民に高等なる普通教育を與ふる所にして、獨立の目的と任務とを有すること小學校に異ならず。尋常小學校の卒業者は中學校に入學するを得。高等學校は帝國大學に入學せんとするものため、その豫科を授くるところにして、その生徒は中學卒業生よりとるを例とし、その卒業者は直に帝國大學に入るを得。帝國大學は學術技藝の蘊奧を究むるところにして、本邦學校系統の最高位を占む、專門學校は高等

の學術技藝を教授するところにして、その入學資格は中學校若くは修業年限四箇年以上の高等女學校を卒業したる者又は之と同等の學力を有するものと檢定せられたる者以上の程度とす。
實業學校は、實業に従事するものに須要なる教育を爲すを目的とし、實業補習學校・徒弟學校・諸種の實業學校・實業專門學校あり、師範學校は教員養成を目的とし、師範學校・高等師範學校の別あり。盲啞學校は、盲人・啞人を教育するを目的とし、幼稚園は學校とその目的趣意を異にして、決して尋常小學校の豫備校にあらず。されば我國の學校系統は、大學・中學・小學の三段階級をなすと雖も、各、獨立のものにして、上級學校の豫備校にあらず。

中學校は、尋常小學校卒業生の學力を度として、これに
 聯接し、高等學校並に専門學校は、既に獨立本然の目的
 を有する中學教育を基礎として、これが上に、その教育
 を施すを常規となす。高等學校は、大に、小學校・中學校と、
 その性質を異にし、純然たる豫備校にして、中學卒業生
 の學力を以てしては、大學の學科を修むるに不十分な
 りしとして、特に豫備教育を施すものにて、高等師範學校、
 或は高等商業學校等にある豫科と、その性質を同じう
 し、大學・中學・小學の三階段の間に、はさまれる特殊の學
 校なれど、新制高等中學校令にては、高等の普通教育を
 施すべき場所と改められたり。

概要

わが國學校の種類は、小學校・中學校・高等女學校・高等學校・帝

國大學・専門學校・實業學校・師範學校・盲啞學校・各種學校・幼稚園・文部
 省所管外の陸海軍諸學校・學校の名なくして、その實ある練習所等
 とす。學校の系統は、小學・中學・大學の三階段にして、各獨立の目的を
 有す。高等學校は、中學の卒業生をして大學教育を受くるに足る豫
 備教育を施すところにて、その性質全く、小學校・中學校と異なり。純
 然たる豫備校なりとす。

設問 我國學校の種類及系統を問ふ。

第四節 我國教育制度の沿革

いづれの國に於ても、その教育制度の發達は、まづ社會
 の上層たる貴族教育の機關起り、ついで中流教育の設
 備整ひ、漸くにして國民一般の普通教育機關の完成を
 見るに至る。わが學制の發達、また、この通則にもれず、大

寶の古制に、大學、國學の設あれど、主として貴族縉紳の子弟を教養するに止まり、未、國民普通の教育を顧みるに至らず。武門政治の世に及び、教學の權は桑門に歸し、士人は文教に心を專にする能はざりしかど、この時代より早く既に寺子屋の濫觴を見るに至りぬ。徳川氏の天下を一統するに及び大に文教の興隆に意を用ひ、幕府、諸藩共に銳意學校の施設につとめたりしかど、その惠に浴する者は士分以上の子弟に止まり、一般國民の教育は、その自由に放任して深く顧みるところにあらざりき。明治維新の始、聖上勅を發して知識を世界に求め大に皇基を振起すべき旨をさとしたまひ、五年七月學制を頒布し、全國劃一の教育制度をたて、自今以後、一

般の人民必ず邑に不學の戸無く、家に不學の人なからしめん主義を以て全國を八大學區に分ち一大學區を三十二中學區とし、一中學區は更に二百十小學區に分ち、區毎に小學校一箇所を設けしめ、國庫より補助金を支出して、これを奨励したりしも、未、充分なる進歩を見るを得ざりき。明治十二年九月、學制を廢して教育令を布く、蓋、五年の學制は全國劃一を旨とせるより、國度民情に適せざるを知り、小學區の制を廢し、これに代ふるに、毎町村又は數町村聯合して、公立小學校を設置することとし、學校設置の資力に乏しき地方は巡回教授の法を設け、學齡兒童は、少くも十六箇月間就學することとなす等、國家は、これが大方針を示すに止まり、取捨選

擇は、地方の自由に任せられたれば、その弊や自由放任にすぎしより、十三年十二月に至り、更に改正教育令を發布し、學區の制を復し、三箇年を以て就學の最低年限とし、就學督責を嚴にしたりき。十四年四月に至り、教則綱領を發布し、小學教育の組織漸く完成するに至りぬ。明治十八年森有禮、文部大臣となるに及び、小學校令を發布して教育令に代へ、教員養成のことに注意し、教育のこと、面目を改むるに至りぬ。明治二十三年十月市町村制施行の結果、更に小學校令を改正し、小學校の修業年限は、尋常小學校三箇年又は四箇年、高等小學校二箇年、三箇年又は四箇年となし、かつ教育に關する勅語を下賜せられ、德育の大本確立するに至り、小學教育のこと、

愈、整頓することを得たり。三十三年八月更に小學校令を發布し、尋常小學校の修業年限四箇年、高等小學校の修業年限二箇年、三箇年又は四箇年とし、學齡兒童は必ず尋常小學校の課程を終るべきを規定せしが、四十年三月に至り、その一部を改正し、尋常小學校の修業年限を六箇年に延長し、これを以て國民教育の義務教育年限となし、高等小學校の修業年限は二箇年又は三箇年とし、四十一年四月より實施することとなせり。高等普通教育につきては、明治十四年中學校教則大綱を制定し、これを初等中學校・高等中學校の二種に分ち、修業年限四箇年の初等中學校を卒るときは高等普通教育を終れるものとし、尙ほ進んで一層高等の普通教

育を受けんとするものは修業年限二箇年の高等中學校を修めしむることに定めたり。明治十九年に至り、尋常中學校と高等中學校との二に改め、二十七年に至り、高等學校令を制定して高等中學校を高等學校となし、専門學科を授くるを本體とし、別に大學豫科を設くるを得しむ。ついで尋常中學校は單に中學校と改稱し、三十四年更に施行規則を改正し以て今日に至れり。高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を施す所にして、初、中學校の種類たることに定められしが、二十八年一月始て高等女學校規程を制定せられ、三十二年高等女學校令を發布し、三十四年三月高等女學校令施行規則を定めしが、四十三年十月に至り、高等女學校令

に改正を加へ、主として家政に關する學科目を修めむとするものの爲に實科を置き、又は實科のみを置く實科高等女學校の設置を許すこととなせり。教員の良否は直に、教育の隆替に關する大なるを以て、教員養成のことは、政府の夙に着眼せしところなり。明治五年東京師範學校を創設し、次で大阪・宮城・愛知・廣島・長崎・新潟に増設し、七年三月東京女子師範學校を設け、八年七月東京師範學校に中學師範學科を置く。これ今日の高等師範學校の源たり。十九年四月師範學校令を定め、大に師範學校を擴張し、その教育法に大改革を加へ、三十年十月師範教育令を定め、生徒の定員を増加し、私費生を置くことを許したりしが、四十年四月に至り

普通教育の進歩と義務年限の延長とにより、更に師範學校規程を公布し、豫備科一箇年、本科第一部四箇年、第二部は中學校卒業者に一箇年、高等女學校卒業者には一箇年又は二箇年の師範教育を施すこととなれり。大學校實業學校等の制度の變遷につきては、別に詳述せずと雖も、我國教育の制度は、世界に於て最、完備せるものなり。世界に於けるすべての良制度を採用し以て今日の進境に達し得たり。然れども良制度必ずしも良効果を奏せず。職に教育に従ふもの死せる制度を活用して、生ける良果を結ばしむるにつとめざるべからず。

概要 我國維新以後の學制發達は、これを三時代に劃するを得、第一は學制時代にして明治五年より同十二年に至る。佛國風の直譯

時代にして、就學は干涉を主義とし、學制未、確立せず混沌たるを免れず、第二は教育令時代にして明治十二年より同十九年に至る。英佛風を模擬し、漸く直譯時代を去て自覺時代に入り、就學は督勵を主義とし、學制亦、漸く整頓せんとす。第三は學校令時代にして明治十九年より現時に至る。獨逸風に則り、就學は強制を主義とし、學制も亦確定するに至る。

設問 本邦維新以後、教育制度變遷の梗概を問ふ。

第二章 小學校の本旨及種類

第一節 小學校の本旨

小學校の本旨は小學校令、第一條に明なり。すなはち、小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授

クルヲ以テ本旨トス」とあり。今、この本旨を分解せば次の三段に分つを得べし。

- 一、兒童を一の個人と見なして體育・智育を施すこと。
- 二、社會を組織する一人と見なして、德育を施すこと。
- 三、一國民と見なして國民教育を施すこと。

人の世に立ちて完全なる生活を行はんには、まづ強健なる身體と、生活に必須なる知識・技能とを有せざるべからず。これ體育・智育の必要なる所以なり。しかも、人は孤獨の生活をなす能はず。必ずや社會の一員として、己に對し、他に對し、幾多の責務を有するものなれば、よく、この責務を完うするに足る徳性を涵養せざるべからず。これ德育の必要なるところなり。人は個人として生

活し、社會の一員として生存する外、一國民として、國家に忠實なる臣民たらざるべからず。國民教育の必要ここにあり。德育及國民教育は、もとより、小學校のみにて完成せらるべきにあらず、小學校は實に、これが基礎を置き以て將來發達の素地を作るべく、智育は徒に高遠に馳せず、専門に流れず、實用に適切なる知能を與ふるを要し、かつ常に、身體の健全なる發達に留意せんこと、わが小學校教育の本旨なり。

概要 小學校は兒童を一の個人と見なして體育・智育を施し社會の一員と見なして德育を施し、一國民と見なして國民教育を施すを本旨とす。

設問 小學校の本旨を問ふ。

第二節 小學校の種類

小學校の種類は種々の標準によりて分類することを
得べし。

一、教科程度による種類 小學校は、その教科の程度により、尋常小學校、高等小學校の二種とす。尋常小學校の教科と、高等小學校の教科とを併せ置くものを尋常高等小學校とす。

二、經費の負擔による種類 小學校は、その經費市町村・町村學校組合、又はその區より出づるときは市町村立小學校といひ、國庫の支辨に屬するものを官立小學校とし、地方稅支辨のものを府縣立小學校とす。男女高

等師範學校の附屬小學校は官立にして、府縣師範學校の附屬小學校は府縣立とし。私人の費用を以て設置するものを私立小學校といふ。

三、學級編制による種類 學級編制の標準によりて小學校を分つときは單級小學校及、多級小學校の二種にわたる。全校兒童を一學級に編制する學校を單級小學校とし、二學級以上に編制する學校を多級小學校とす。

概要 小學校は教科程度によりて尋常小學校、高等小學校の二種に分たれ、經費の出所により、官立、府縣立、市町村立、私立小學校の四種となり、又學級編制の如何により、單級小學校、多級小學校の二となる。

設問 小學校の種類を問ふ。

第三章 小學校の設置

小學校の教育は、もとより國の事業なれば、その設置は當然、國家のなさざるべからざるところなれど、主として區域内の兒童を教育する營造物なれば、その區域内の住民をして負擔せしむること條理に適せるのみならず、これをして學校の利害に注意し、これがために盡す精神を養ふ利益あれば小學校の設置は委任事務の一として地方團體に負擔せしむ。されば市町村は小學校設置の義務を有す。

一、尋常小學校 市町村はその區域内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき、一個もしくは數個の尋常小

學校を設置すべく、數個を設置する場合には、市にありては、府縣知事に於て市の意見を聞き、その校數並に位置を定むべく、町村にありては、郡長に於て町村又は町村學校組合の意見を聞き之を定めて府縣知事の認可を受く。かく數校を設置する場合には、一市町村を數區に分ち、設置費用を負擔する便宜上、その使用すべき小學校を指定するを得。

もし町村の資力、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪えざるときは、他の町村と學校組合を設けて、これを設置すべく。町村内に於て就學せしむべき兒童數一尋常小學校を構成するに足らざるとき、或は適度の通學路程内に於て一尋常小學校を構成するに足るべ

き児童數を得る能はざるときは、町村學校組合を設くるか、或は就學児童の全部又は一部の教育事務を他町村・町村學校組合又はその區に委託することを許さる。町村及町村學校組合若くはその區は郡長の指定に従ひ、他町村又は町村學校組合若くはその區の児童教育事務の委託に應ずべき定あり。

以上の如く、町村學校組合を設け、或は教育事務の委託をなさんにも、尙、資力足らざるときは、郡は町村に、府縣は郡市に相當の補助を與ふべき規定あり。されど、この補助をもなすこと能はざる場合には、府縣知事は、その町村に對して尋常小學校の設置又は児童教育事務委託に關する義務を免除するを得。市においてはこの事

なし。

二、高等小學校 尋常小學校の設置は、國家が市町村に對して強制するところなれども、高等小學校の教育は、國民の義務教育にあらざれば、その設置は市町村又は町村學校組合の任意にして、國家は、これを強迫することなし。その設置及廢止に關しては府縣知事の認可を受ければ足れり。

三、私立小學校 私立小學校は何人にてても、府縣知事の認可を受けて、これを設置することを得べく、その廢止は府縣知事に届出でざるべからず。

概要 尋常小學校の設置は、市町村に於て學齡児童を就學せしむるに足るべき、一個若くは數個の教育場を設くるを本體とし、町村

の資力、その設置に堪へざるときは組合を作りて設置するを得べく、就學せしむべき児童數、一尋常小學校を構成するに足らざるとき、又は適度の通學路程内に於て一尋常小學校を構成するに足らざるときは他町村に委託するを得、町村學校組合を設くる能はず、又組合を設くるも、その資力尋常小學校設置に關する費用の負擔に堪へず、また兒童教育事務委託に關する費用の負擔に堪へざる時は郡は町村に、府縣は郡市に補助を與ふべき規定あり。高等小學校はその設置、廢止につき府縣知事の認可を受くべく、私立小學校設置につきては府縣知事の認可を要し、廢止は届出に止まる。

設問 小學校の設置につきて諸種の場合をあげよ。

第四章 小學校の教科及編制

第一節 修業年限

改正小學校令によれば、尋常小學校の修業年限は六箇年とす。高等小學校の修業年限は二箇年とし土地の情況によりては延長して三箇年となすことを得。この場合に於ては、市町村立小學校にありては市町村、若くは町村學校組合、私立小學校にありては設立者に於て府縣知事の認可を受くべし。補習科の修業年限は尋常高等共に二箇年以下とし、市町村、町村學校組合又は設立者に於て、これを定むべきものとす。西洋諸國にありては義務教育の就學年限を七箇年又は八箇年となせるに、我國の六箇年に延長せるは、未、以て足れりとなすにあらざれど、我國現下の情況は、遽にこれを六箇年以上に延長するを許さざるを以て暫く、これに満足し將來、

高等小學校をも併せて義務教育となすの日の來るを俟つべきのみ。

概要 尋常小學校六箇年高等小學校二個年又は三箇年、補習科は尋常高等通じて二箇年以下とす。
設問 小學校の修業年限を問ふ。

第二節 學年・學期・休業日・式日・教授

時數

學年とは、修業年限を數箇の年度に分ちたるものをいひ、學期とは、學年を更に數箇に分ちたる期間をいふ。小學校の學年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。土地の情況に依り九月一日に始り翌年八月三十

一日に終る學年を置くことを得。學期は、府縣知事の定むるところなれど、概次の三學期に分つを常とす。

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る。

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る。

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る。

學校の授業を休止する時日を休業日と稱し、祝日・大祭日・日曜日・夏季休業日・冬季休業日・學年末休業日其他府縣知事の定むる休業日等あれど、日曜日を除き、毎年九十日を超ゆるを得ず。唯地方の生業民俗等特別の事情により府縣知事は、文部大臣の認可を受けて増加するを得。傳染病其他の非常事變あるときは小學校の閉鎖を命ずるを得。夏季休業・冬季休業・學年末休業は府

縣知事の定むるところなれど、夏季休業は七月二十一日より八月三十一日に至る、四十二日間、冬季休業は十二月二十五日より翌年一月七日に至る十四日間、學年末休業は三月二十六日より同三十一日に至る六日間を常例とし、府縣知事の定むる休業日は學校創立紀念日・學校所在地の産土神社祭日等とす。祝日・大祭日・日曜日以外の休業日は學年に依り、之を異にすることを得。紀元節・天長節及、一月一日に於ては職員及、兒童、學校に參集して、奉賀の式を舉ぐべく、その儀式次第大要左の如し。

一、職員及、兒童著席

二、一同敬禮

三、開式の辭

四、學校長開扉

五、最敬禮

六、唱歌君か代

七、學校長勅語奉讀

八、閉扉

九、學校長誨告

一〇、唱歌 奉祝の歌

一一、閉式の辭

一二、一同敬禮

一三、退席

學校に於ては、以上の三大節奉賀式の外、始業式・終業式・

入學式・證書授與式・新任披露式・告別式等の儀式を行ふべく、その次第は、奉賀の式に準じ鄭重莊嚴なるを要す。

概要 學年とは修業年限を數箇の年度に分ちたるものをいひ、學期とは學年を更に數箇に分ちたる期間をいふ。授業を休止する時日を休業日と稱し、日曜日を除くの外、一箇年九十日を越ゆるを得ず。三大節には奉祝の儀式を行ふ定なり。

設問 學年・學期休業日に關する規定を述べよ。

第三節 教科目

改正小學校令によれば、尋常小學校の教科目は修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操とし、女兒の爲には裁縫を加ふ。土地の情況に依り手工を加ふること

を得。高等小學校は義務教育を終りたる兒童に、一層精深適切なる普通教育を施すところにして、その教科目は修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操とし、女兒のためには、裁縫を加ふ。以上の必修科目の外に、手工・農業・商業の一科目又は數科目の加設科目あり。その數科目を加へたる場合に於ては、兒童には其の一科目を課するものとす。商業を加ふる學校にては、土地の情況により更に英語を併せ授くることを得。かくてこれ等實業に關する教科目も亦一の必修科目たり。小學校の教科目を加除し、又は手工・農業・商業のいづれを加ふべきかは、市町村立小學校にありては管理者に於てこれを定め、私立小學校にありては設立者に於て、これを

定め、而して府縣知事の認可を受くべし。また、必修科目と雖も、児童身體の情況に依り學習すること能はざるものは、これを、その児童に課せざるを得。例へば身體の不具、若くは羸弱なる児童には體操を缺き、發聲器の不
完全なる児童に對しては、唱歌を課せざるが如し。これ等の科目を缺きたる児童にても、卒業を認むることを得べし。

當分の内、尋常小學校の教科目中の唱歌は之を闕くことを得べく、猶府縣知事の認可を経て、高等小學校の教科目中の手工・農業・商業をも當分の内闕くことを得べきあり。又補習科の教科目は、尋常小學校補習科・高等小學校補習科ともに、その管理者又は設立者に於て、これ

を定むべく、その教科目はこれを隨意科目となすことを得。

概要

尋常小學校

必修科目。修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱

歌・體操・裁縫(女兒)

加得科目。手工。

高等小學校

必修科目。修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱

歌・體操・裁縫(女兒)

加設科目。手工・農業・商業(兒童には一科目を課す)

設問 小學校の教科目をあげ、必修・加設・加得・隨意科目を示せ。實業教科目の加設につき、現行法規の規定を述べし。現行小學校法規に於て闕くことを得べき教科目如何。

第四節 教授課程

各教科目の教授要旨は小學校令施行規則第二條乃至第十五條に規定せられたれば、これについて知るべく、その詳しきは、教授法の攻究するところにして、管理法としては、教則に規定せられたる要旨にもとづき精密なる教授要項を編制し、以て實地の運用に便するの必要あるを唱ふるを以て足りりとす。尋常小學校、並に高等小學校各學年の教授の程度及、毎週教授時數は次表によりて之を知るべし。但、尋常小學校に於て手工を加ふるとき、又は第一學年、第二學年に於て圖畫を課するときは、その毎週教授時數は學校長に於て、他の教科目の毎週教授時數を減じ、之に充つべく、唱歌を闕くとき

は其の毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當することを得。高等小學校に於て手工・農業・商業の三科目を闕くときは學校長に於て男兒に就きては毎週四時以内を他の教科目に配當すべし、男兒の手工・農業・商業は土地の情況によりて課程表の時數より二時間以内を減じて他の教科目に配當することを得べく、又實習のためには規定の時數以上に及ぶを得。毎週教授時數につきて、所定の規定により難き事情あるときは、管理者又は設立者は、その事情を具し、府縣知事の認可を受くべし。然れども尋常小學校は十八時以上三十時以下たるべく、高等小學校は二十四時以上三十二時以下の制限内たるべし。二部教授を爲す場合には、毎週教

授時數は各部十八時以上とす。尋常小學校に於ける年少の部にありては、之を十二時まで減ずることを得、學校長は夏季・冬季休業日の前後各々二十日以内に於て毎日の教授時數を減ずるを得。この場合に於ては便宜各教科目の毎週教授時數を斟酌すべし。されど各教科の毎週教授度數を減ずるよりも、寧ろ毎回の教授時間を短縮するを可なりとす。

以上の規定に従ひ毎週教授時間の日課表を制定せざるべからず。日課表の制定には教科の難易・心身の換勞及、心身疲勞の度・記憶の便否を考ふべく、その詳細なることは教育學の講究するところなれど、いま主なる條件をあぐれば左の如し。

一、主として精神を勞する教科の後には、身體を勞する教科を配當し、音聲を用ふる教科の後には、目と手とを用ふる教科を配當すべし。

二、各教科につき、兒童心身の疲勞を來すべき程度を類別すれば左の如し。

第一類 疲勞教科 算術・體操・國語の中の文法教授・理科の理論教授。

第二類 中性教科 (場合に依つては疲勞すれども、場合によりては、さまで疲勞することなき中間性のもの) 修身・國語科中の讀み方・綴り方・地理・歴史(地理・歴史は材料によりて第三類ともなることあり。)

第三類 疲勞回復教科 唱歌・圖畫・手工・理科の觀察又

は實驗・劇烈ならざる遊戯・裁縫・國語書き方。

三、右の分類に従ひ、三種の教科を適當に配當するを要す。例へば算術の後には唱歌もしくは静なる遊戯を課し、體操又は劇しき遊戯の後には理科の觀察又は實驗の如き主として眼を使用するものを課するを可とす。修身・國語讀み方・綴り方・地理・歴史などは、これらの時間に配當するも差支なし。

四、一日中、兒童の活氣ある時間と疲勞を來す時間とを示せば兒童の最も活氣ある時間は第二時、その次は第一時、次は第三時最も疲勞する時間は第四時、その次は第五時なり。

五、されば算術の如きは第三時以後に配當するは不適當なり。さりとして第一時も適當ならず。これ兒童の活カも不十分なるが上に疲勞教科なれば第二時以後の教授に大なる影響を與ふればなり。

六、同一の教科は、なるべく一定の間隔を置きて配當すべく、尙、これ等はなるべく同時刻に配當するを可なりとす。

七、時間割は容易に變動せしむべからず。

尋常小學校教科課程表

修 身	學 年	時教每 數授週
	目	時教每 數授週
二	學第 年一	時教每 數授週
二	學第 年二	時教每 數授週
二	學第 年三	時教每 數授週
二	學第 年四	時教每 數授週
二	學第 年五	時教每 數授週
二	學第 年六	時教每 數授週

計	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科
二			四			
	る簡 細易 工な		遊 戲	唱 歌	平 易 な 音	る簡 形單 體な
二			四			
	る簡 細易 工な		操普 遊通 體	唱 歌	平 易 な 音	る簡 形單 體な
二女二男 八 七		一	三	一	一	
	る簡 細易 工な	縫衣道運 ひ類常針 方のの法	操普 遊通 體	唱 歌	平 易 な 音	る簡 形單 體な
二女二男 九 七		二	三	一	一	
	る簡 細易 工な	繕縫衣通 ひひ類常 方のの	操普 遊通 體	唱 歌	平 易 な 音	る簡 形單 體な
三女二男 〇 八		三	三	二	女男 一 二	二
	る簡 細易 工な	繕縫衣通 ひひ類常 方のの	操兵男操普 式遊通 體 戲體	唱 歌	平 易 な 音	る簡 形單 體な
三女二男 〇 八		三	三	二	女男 一 二	二
	る簡 細易 工な	繕縫衣通 ひひ類常 方のの	操兵男操普 式遊通 體 戲體	唱 歌	平 易 な 音	る簡 形單 體な

地 理	日 本 歷 史	算 術	國 語
		五	一 〇
		乗け圍の二方數百 除る内數十書の以 加にの以き唱下 減於範下方への	方方方方文な字須假發 、、、、、のる及知名音 話綴書讀普近の日 しりきみ通易文常
		六	二
		除る内數百方數千 加にの以書の以 減於範下き唱下 乗け圍の方への	しりきみ通易文常假 方方方方文な字須名 、、、、、のる及知 話綴書讀普近の日
		六	一 四
		除加通 減常 乘の	話綴書讀普近の日 しりきみ通易文常 方方方方文な字須 、、、、、のる及知
		六	一 四
		減(減易さび小減通 珠算乘る及の除の 加除加簡書呼及加	話綴書讀普近の日 しりきみ通易文常 方方方方文な字須 、、、、、のる及知
		三	一 〇
要理日 の本地 大地	の日本 大要 歴史	加(諸小整 減)珠算等數數	話綴書讀普の日 しりきみ通文常 方方方方文字須 、、、、、のる及知
		三	一 〇
要地の及續前 理他滿き學 の外洲韓年 大國其國の	續前 學年 の	除加(步分 減)珠算合數	話綴書讀普の日 しりきみ通文常 方方方方文字須 、、、、、のる及知

商 業	農 業	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科
女男 二六	女男 二六	女男 二六	五	三	一	一	女 男 三 二
商業の大要(英語)	農事 農事の大要 水産 水産の大要	簡易なる製作、製圖	通常の衣類の縫ひ方、 裁ち方、繕ひ方	普通體操 遊戲 男 兵式體操	單音唱歌 (簡易なる複音唱歌)	諸般の形體	植物、動物、礦物及自然の現象、通 常の物理化學上の現象、元素及化 合物、簡易なる器械の構造、作用、 人身生理衛生の大要 女、家事の大要
女男 二六	女男 二六	女男 二六	五	三	一	一	女 男 三 二
商業の大要(英語)	農事 農事の大要 水産 水産の大要	簡易なる製作、製圖	通常の衣類の縫ひ方、 裁ち方、繕ひ方	普通體操 遊戲 男 兵式體操	單音唱歌 (簡易なる複音唱歌)	諸般の形體 (簡易なる幾何畫)	自然の現象、通常の物理學上の現 象、元素及化合物、簡易なる器械 の構造、作用、人身生理衛生の大 要 女、家事の大要

高等小學校二箇年程教科課程表

地 理	日 本 歷 史	算 術	國 語	修 身	教 科 目	學 年	時 數	每 週 授 課 時 數
					第一學年	第二學年		
三	三	四	八	二	第一學年	二	二	二
外國地理の大要	日本歴史の大要	分數 歩合算 比例 (珠算 加減乗除)	日常須知の文字及普通文 の讀み方、書き方、綴り方	道德の要旨	第二學年	二	二	二
三	三	四	八	二	第二學年	二	二	二
地理の補習	前學年の續き	比例 (日用簿記) (珠算 加減乗除)	日常須知の文字及普通文 の讀み方、書き方、綴り方	道德の要旨				

圖畫は第一學年第二學年に於ては毎週一時之を課することを
 手工は第一學年第二學年第三學年に於ては毎週一時第四學年第
 五學年第六學年に於ては毎週二時之を課することを
 ()及手工の各欄は朱書とす

手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科		地 理	日本 歷史
					女	男		
女男 二六	五	三	一	一	女 三	男 二	三	
作、製圖 簡易なる製	方、縫ひ方、裁ち方、繕ひ方、	遊戯 男兵式體操	音唱歌 (簡易なる複)	諸般の形體	植物、動物、礦物及自然の現象、通常の物理化學上の現象、元素及化合物、簡易なる器械の構造、作用、人身生理衛生の大意、女、家事の大意		要 外國地理の大要	要 日本歴史の大要
女男 二六	五	三	一	一	女 三	男 二	三	
作、製圖 簡易なる製	方、縫ひ方、裁ち方、繕ひ方、	遊戯 男兵式體操	音唱歌 (簡易なる單)	諸般の形體 (簡易なる幾何畫)	自然の現象、通常の物理化學上の現象、元素及化合物、簡易なる器械の構造、作用、人身生理衛生の大意、女、家事の大意		地理の補習	前學年の續き
女男 二六	五	三	一	一	女 三	男 二	二	
作、製圖 簡易なる製	方、縫ひ方、裁ち方、繕ひ方、	遊戯 男兵式體操	音唱歌 (簡易なる複)	諸般の形體 (簡易なる幾何畫)	理科の補習 女、家事の大要		地理の補習	維新以後の事

實習に關しては適宜本表の時數外に涉りて尙之を課することを得、男兒の手工、農業、商業は土地の情況により本表の時數より二時以内を減じて他の教科目に配當することを得。

高等小學校三箇年程教科課程表

算 術	國 語	修 身	教 科 目		第一學年	第二學年	第三學年
			學 年	時 數			
四	八	二	時教每 數授週	第一學年	第二學年	第三學年	計 男(三〇) 女(三二)
乘除 (珠算) 加減	方、綴り方、 讀み方、 字及普通文の 方、綴り方、 讀み方、 日常須知の文	道德の要旨	時教每 數授週	第二學年	第三學年	第三學年	計 男(三〇) 女(三二)
四	八	二	時教每 數授週	第二學年	第三學年	第三學年	
乘除 (珠算) 加減	方、綴り方、 讀み方、 字及普通文の 方、綴り方、 讀み方、 日常須知の文	道德の要旨	時教每 數授週	第三學年	第三學年	第三學年	
女男 三四	八	二	時教每 數授週	第三學年	第三學年	第三學年	
乘除 (珠算) 加減	方、綴り方、 讀み方、 字及普通文の 方、綴り方、 讀み方、 日常須知の文	道德の要旨	時教每 數授週	第三學年	第三學年	第三學年	
習求積 (日用簿記) 加減	方、綴り方、 讀み方、 字及普通文の 方、綴り方、 讀み方、 日常須知の文	道德の要旨	時教每 數授週	第三學年	第三學年	第三學年	

計	農 業		農 業		農 業	
	女 三二	男 三〇	女 二	男 六	女 二	男 六
		商業の概要 (英語)		農事 農事の概要 水産 水産の概要		
	女 三二	男 三〇	女 二	男 六	女 二	男 六
			商業の概要 (英語)		農事 農事の概要 水産 水産の概要	
	女 三二	男 三〇	女 二	男 六	女 二	男 六
			商業の概要 (英語)		農事 農事の概要 水産 水産の概要	

實習に關しては適宜本表の時數外に涉りて尙之を課することを得。男兒の手工、農業、商業は土地の情況により本表の時數より二時以内を減じて他の教科目に配當することを得。

概要 教授要旨にもとづき教授要項を作るべし。各學年の教授の程度及びその時數は法令の定むるところに従ふべく、毎週教授の日課表の制定は、教科の難易・心身の換勞・心身の勞否・記憶の便否を考へて制定すべし。

設問 日課表を制定するにつき注意すべき條項をあげよ。

第五節 教科用圖書

小學校の教科用圖書は、文部省に於て著作権を有するものたるべし。今、その細則をあぐれば、修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫の教科用圖書は文部省に於て著作権を有するものに限りて採用すべく、英語・農業・商業及、尋常小學校第五學年以上高等小學校の唱歌の教科用圖書は文部省の著作及、文部大臣の檢定を経たる著作物中より府縣知事、これを採定す。體操・裁縫・手工及、尋常小學校第四學年以下の唱歌に關しては、兒童に使用せしむべき圖書を採定することを得ず。單に教師用の圖書を定むることを得るのみ。國語書き方・小學地理附

圖算術・理科・圖畫の教科用圖書は、もとより文部省の著作によるべきものなれども、小學校長の意見によりては、兒童に使用せしめざることを得。府縣知事に於て教科用圖書を採定したるときは、これを使用せんとする學年の開始より九十日前に、その旨を公布すべし。これ圖書の供給を十分ならしめんため、かつ、教員に準備をなす餘裕を與へんがためなり。一たび採定したるものは、使用を初めたる後、四箇年を経るにあらざればこれを變更することを得ず。これを變更したる場合には、その圖書は最下學年の兒童より用ひしめ、他の學年の兒童には、從來の圖書を襲用せしむべし。特別の事情あるときは府縣知事は文部大臣の認可を受けて四箇年以内に、これを變更し、或はすべての兒童に一時に新圖書を使用せしむることを得。

概要

小學校教科用圖書は、文部省の著作権を有するものより採定するを本則とす。

一、文部省の著作権を有するものに限り採定すべきもの。修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫。

二、文部省の著作及、文部大臣の檢定を経たる著作物中より府縣知事の採定すべきもの。農業・商業及、尋常小學校第五學年以上、高等小學校の唱歌。

三、兒童用の教科書を採定し得ざるもの。體操・裁縫・手工・尋常小學校第四學年以下の唱歌。

四、學校長に於て兒童に使用せしめざることを得るもの。國語書

き方小學校地理附圖算術理科圖畫。

設問 小學校の教科用圖書は如何なるものを用ふべきか。兒童に使用せしむるを得る教科書と、兒童用として採用する能はざるものとを擧げよ。

第六節 教授細目

教授細目とは、教授進行の豫定案にして、既定の年限内に、教科書或は教師の撰擇したる教材を過不足なく教授し終り、以て教授課程を完了せんため、各學年の各學期、各週に教材を配當し、以て教材の分量と、教授進行の豫定とを示すものなり。教授細目編成の責任は小學校長にあり。これ土地の情況、學校の事情によりて相違あ

るべきを以て、その運用の妙を學校長に委任したるなり。その編成上注意すべき要點を擧ぐれば、教授日數、時數を確定し、教材を適當に區分・分節し、教材の要點を列擧し、その教材に關係ある他教科の教材、又は同教科につきても關係ある既授の教材の題目を掲ぐべく、教授の參考圖書、教授用具を記載し、かつ、これ等の教辨のあり場所をも附記すべし。その他、教授上特に注意すべき點を記入し、偶發事項を取扱ふべき餘地を存し、猶各學期の終には復習に要する時間を設け置くべし。教授細目に基づき教授をなすに當り、一教材を取扱ふべき順序方法を記載せるものを教授案といひ、授業後、教授上の事項を摘記せるものを教授録といふ。日録・週録の別

あり。

概要

意義。 教授進行の豫定。

編成者。 小學校長。

細目
編成上
の注意

教授時數確定、教材の區分、要點列舉、其の教材前後の關係、他教科との聯絡、教辨の附記、復習時間の餘裕。

設問 教授細目を編成するに當り注意すべき條項を擧げよ。

第七節 卒業及修業

各學年の課程の修了を修業といひ、全教科の修了を卒業といふ。修業及卒業を認定するには、別に試験を用ふることなく、兒童平素の成績を考査して、これを定むべし。

元來試験なるもの、全く無價値なるものにあらねど、心身の發育不充分なる兒童を一時に過勞せしめて、その發育を妨げ、かつは、試験のために、勉強する風を馴致しやすく、かくては生理上、道德上、頗、厭ふべき結果を生ずる恐あるものなれば、成績の考査は日常課題の成績、或は教授の際、各兒童の應答の完否、或は技能習熟の度によりて評定するものとす。かく適當の方法を以て成績を考査するときは、唯に兒童心身の發育を妨げざるのみならず、一面には學業の獎勵となり、他面には教授上の反省ともなり、將來の教養上大に、有益なるものとなる。學業成績の良否は評點又は評語を以て、これを表すべし。評點は十點法を可とし、評語は甲乙丙を用ふる

を宜しとす。教師の手控には評點法を以てし、児童及家庭に示すには評語法を以てすべきなり。考查の結果、卒業・修業・學習の認定となる。學校長は修業年限の終に於て尋常小學校若くは高等小學校の教科を修了せりと認めたるものには卒業證書を授與すべく、各學年の課程を修了せりと認めたるものには修業證書を授與し、尋常小學校又は高等小學校に於て、數學年の児童を一學級に編制して一學年間學習せしめたる場合には、學習證書を與ふることを得。修業證書・學習證書を與ふる可否につきましては議論ありと雖も、小學校に於ては、これを與ふるを可なりとす。

概要

試験を用ひず、平素の成績を考查して、これを定む。
卒業及成績の考查。日常課題の成績・教授の際の應答技能の習
修業 熟の度。

證書。卒業證書・修業證書・學習證書。

設問 児童の成績を考查する方法を問ふ。

第八節 學級編制

學校に於て児童を教育するに當り、必ずや多數児童を一團として教育するなるべし。かくて多數児童を同時に教授するに際し、教ふるもの困難ならず、學ぶものも亦妨げられず。しかも經濟上の利益と衝突せざる範圍内の児童團を稱して學級といふ。即ち、一人の本科正教員、若くは一人の本科正教員と一人の准教員とにより

同一教室にて同一時間に教授を受くる児童の一團をいふ。若し全校の児童を一學級に編制するときは、これを單級小學校といひ、二學級以上に編制するときは、多級小學校といふ。多級小學校には同一學年の児童よりなれる單式學級と二學年以上の児童よりなれる複式學級とあり。一小學校の學級數は十八學級以下とし、特別の事情あるときは市町村立小學校にありては市町村又は町村學校組合に於て、私立小學校にありては設立者に於て府縣知事の認可を受け、この制限に依らざることを得。而して分教場を設くるときは一分教場毎に更に三學級を増置することを得。

一學級の児童數は理論よりするも、實際よりするも四

十人内外を適度とす。現行法規には尋常小學校七十人以下、高等小學校六十人以下とし、教員の缺員、教室の不備その他特別の事情あるときは更に各十人を増すことを許せり。男女共同教育の當否につきては論者の説一ならず。共同教育を主張するものは男女相補益して兩者共に完全なる發達を見ることを得べしと説き、特別教育を唱ふるものは、心理上男女、性質を異にし處世上の業務亦異なるを以て分教するの利あるを説く。現行法規には、尋常小學校にありては同一學年の女兒の數、一學級を編制するに足るときは、男兒と學級を異にすべく、高等小學校にありては、全校女兒の數一學級を編制するに足るときは、男女により學級を別つべし。さ

れど、特別の事情あるときは、市町村立小學校にありては、市町村又は町村學校組合に於て、私立小學校にありては、設立者に於て、府縣知事の認可を受け、この規定によらざるを得。猶尋常小學校第一學年、第二學年にありては、兩性の差異も甚しからざるを以て共同教育をなすも妨げざる定なり。一學級には本科正教員一人を置くを本則とすと雖も、各學級に本科正教員一人を得難きときは、二學級毎に本科正教員一人及准教員一人を置き、准教員をして正教員の指揮を受けて教授せしむることを得。右の外、一學級の兒童數普通の制限を超過したる場合の如く、特別の事情あるときは、尙准教員を置き、兒童の教授を補助せしむることを得。六學級以上

の小學校にては、學校長の擔任する教授を補助するため、正教員若くは准教員一人を置くことを得。尙、圖書・唱歌・體操・裁縫・手工・農業・商業の技能教科は、殊に、かかる技術に堪能なる専科正教員を置いて擔任せしむることを得。もし一學級毎に本科正教員一人を置く能はざるとき、兒童を同時に容るるに足るべき校舎の設なきとき、又は土地を生業その他の事情により、兒童の就學上又は教授上特別の必要あるときは、府縣知事の認可を受け、全部又は一部の兒童を前後二部に分ちて教授することを得。これを二部教授といふ。この場合には前後二學級毎に本科正教員一人を置くを常例とす。教員の配置には學科分擔法と學級分擔法とあり。小學校は學

級分擔法をとるべく、これにも常に同一の児童を擔任する順進受持法と、教員は常に一定の學級を擔任する固定受持法とあり。理想としては順進受持法を可とするも、學校編制の都合より兩法を折衷するを可とす。新に學級を編制し、又は變更したるときは、遲滞なく、管理者又は設立者に於て府縣知事に届出づべし。

概要

意義。一人の本科正教員又は一人の本科正教員及、一人の准教員により同一教室にて、同一時間に教授をうくる児童の一團をいふ。

種類。單級。多級(複式、單式)十八學級以下を原則とす。児童數。尋常科七十人以下、高等科六十人以下、特別の場合には更に各十人づつを増す。

女兒學級。尋常科は同一學年の女兒數、一學級を編制するに足るとき、高等科は全校の女兒を合せて一學級を編制

學校

するに足るとき、女兒學級を置く。

教員。一學級には本科正教員一人を置くを本則とす。これに従ひがたきときは、二學級毎に本科正教員一人、准教員一人を置く。

二部教授。一學級毎に本科正教員一人を置く能はざる時、全児童を容るる教室なきとき、児童就學上、教授上特別の必要あるとき。

教員配置。學科分擔法。順進受持法。學級分擔法。固定受持法。

設問。學級の意義と、その編制法を問ふ。二部教授を行ひ得べき場合を述べよ。

第九節 補習科

教育の效果は概ね、就學年限の長短に正比例するものなれば、事情の許す限り、なるべく長く教育を受けしむ

を要す。かつ、國民の大多數は小學校の教科を履修し終れば、退て父祖の家業をつぐものなれば、土地の業務に適切なる事項を授くるを必要とす。補習科は以上の二箇の要求より起れるものにして、尋常小學校補習科、及高等小學校補習科の二種あり。前者は、尋常小學校を卒業したる者及、之と同等以上の學力を有するものをして尋常小學校の教科目を補習せしむるを以て目的とし、後者は高等小學校を卒業したる者、及、之と同等以上の學力を有するものをして高等小學校の教科目を補習せしむるを目的とす。補習科の設置・廢止は、市町村立小學校にありては、市町村若くは町村學校組合、私立小學校にありては、設立者に於て府縣知事の認可を受く

べく、その教科目は、管理者又は設立者に於て、これを定めて府縣知事の認可を受くべく、この教科目は、管理者又は設立者に於て隨意科目となすことを得。教科用圖書は、學校長に於てこれを定め、府縣知事の認可を受くべし。補習科の教科を授くるには、その土地の業務に適切なる事項を交ふべく、その修業年限は、二箇年以下とし、市町村・町村學校組合又は設立者に於て、これを定め、その教授日、教授時間、及、毎週教授時數は、兒童の便宜を圖り、管理者又は設立者に於てこれを定め、共に府縣知事の認可を受くべし。補習科の教授は、既に小學校を卒業して實業に従事せるものの便をはかり、一定の季節を選びて、これをなすことを許し、その教場も正教科を

授くる校舎外に、これを設くるを妨げず。高等小學校の補習科に於ては、その教授時間を正教科の教授時間内に定めたる場合の外、男女を合して學級を編制するを得ず。補習科の兒童は正教科の兒童と合して學級を編制することを許さず。但し、教師の數、極めて少數なる場合の如き特別の事情あるときは、管理者に於て府縣知事の認可を受け、この規定によらざるを得。補習科の授業は、正教科の教授を終へたる後に於てするを本體とするものなれば、補習科の學級數の多少は正教科の學級數に何の影響をも及ぼさざる故、その學級數は、小學校の學級數制限以外にあり。されど補習科の教授時間を正教科の教授時間内に定めたるときは、學級數制限内に算入せらるるものとす。従つてこの場合に限り特別に教師を傭聘するを得れど、普通の場合には、補習科の教授は正教科を教授する正教員、准教員又は代用教員にて擔任するを常例とす。

概要

目的 長く教育の勢力の下に置かんため。
土地の生業に關する知能を與へんため。

種類 高等小學校補習科
尋常小學校補習科

設置、廢止及、教科目。 管理者又は設立者に於て府縣知事の認可を受く。

教科用書。 學校長撰擇、府縣知事の認可を受く。

教授注意。 土地の業務に適切なる事項を加ふ。

修業年限。二箇年以下。
 教授日、教授時間、每週教授時數 管理者設立者決定、府縣知事認可。

男女の別。高等小學校の補習科は正教科の教授時間内に定めたる外、男女を別にす。

編制 正教科の児童との共學を許さぬを本則とす。

補習科の學級は學級制限外なれど、その教授時間を正教科教授時間内に定めたるときは制限内に入る。

教員 正教科を教授する正准教員、代用教員に於て擔任す。

正教科の教授時間内に教授時數を定めたるときは特別に教員を配當す。

設問 補習科の目的、種類、編制等につきて記せ。

第五章 小學校の設備

第一節 校地並に運動場

校地は道徳上並に衛生上害なく、かつ児童の通學に便利なる場所を選ぶべしとは法規の定むるところなり。されば、學校の位置は周圍閑靜にして風致に富み、歴史的由緒ある場所を選ぶべく、土地開豁にして採光・通風・排水共に佳良に、地盤堅固にして乾燥し、善良なる飲料水を得る所たるべし。猶、児童通學上の便をはかり、多數児童に最も、便利なる土地を選定せざるべからず。通學の最遠距離は尋常小學校半里内外、高等小學校にありては一里内外を以て標準とすべし。

運動場は児童をして遊戯體操等をなさしむるところ、これを分ちて屋内運動場、屋外運動場の二とす。屋内運動場は普通教室に遠ざかりたる所を選び、その大きさは

少くとも一學級の兒童をして同時に體操又は遊戯せしむるに足る廣さを備へざるべからず。されば幅六間長十間を最小限とすべく、幅八間長十五間となさば、二學級の兒童をして同時に運動せしむるを得て大に可なり。牀は、板張となし、窓は牀面積の四分の一を下らざるべし。屋内體操場は土地の状況により、強いて設けざるも可なりと雖も、經濟の許す限り、これが設備をなすべし。殊に雨雪多き地方には、その必要、普通教室に劣らず。かつ、窓掛・敷物等臨時の裝飾を施さば直に講堂に代用するを得べければ、寧ろ講堂を略するも、屋内運動場を設くるをまされりとす。屋外運動場は、校地の南又は東にあるを可とす。これ四時、日當よく乾燥を保つを得れ

ばなり。地面は塵埃の立たざるを適當とすれば、小砂利を敷き、地盤には幾分の傾斜を與へて排水に便ならしむるか、又は地下に排水渠を設くるを可とす。その形状は、方形又は、これに類したる形を妙とし、その面積は兒童百人未滿は百五十坪以上とし、百人以上は尋常小學校第四學年までの兒童一人につき一坪以上、第五學年以上、高等小學校の教科を修むる兒童一人につき一坪半以上の割合を可とす。

周圍には樹木を植へ、藤棚を設け、又は特に日覆を造るべし。又適當なる場處を選び、運動器械の裝置をなすべく、又男女の運動場を區分すべし。

概要

校地 道德上。周圍閑靜、風致に富み、歴史的由緒あるを可とす。
衛生上。土地開豁、地盤堅固、乾燥、善良なる飲料水。
通學上。尋常科半里内外、高等科一里内外。

運動場

屋内體操場

幅六間長十間を最小限、牀及周圍は板張、窓は牀面積の四分の一。

屋外體操場

南又は東、乾燥にして塵埃立たず、方形兒童一人につき尋常四學年までは一坪以上、第五學年以上高等科まで一坪半以上。

設問 校地の選定に關し注意すべき條件を問ふ。運動場の種類設備につき記せ。

第二節 校舎

校舎は教授上管理上竝に衛生上に適當にして質朴堅牢ならんことを要す。されば、その建築は平家造を可と

し、構造は日本風を主として西洋風の長所を加味し、質朴堅固を旨とすべし。校舎は各兒童に對し、同質・同量の空氣・光線・面積を與ふるを原則とすれば、その形狀は長方形の棟を竝ぶる拍子木建を可なりとし、建物間の距離は前の建物の高さの一倍半なるを要す。校舎の方向は南面を可とす。もし南面しがたき事情あらば西南に向はしむべく、ここにも止みがたき事情あらば東南に向はしむべし。すべて、校舎を新築・増築・改築し、若くは市町村立高等小學校及、私立小學校の校地を選定し、又は變更せんとするときは市町村・町村學校組合又は設立者に於て府縣知事の認可を受くるを法令上の規定とす。以下校舎の各部分につきて詳述すべし。

一、天井 音響と光線とを反射せしむるためのもの、牀より天井に至る高さは九尺以上たるを要す。色合は白きを貴ぶ。

二、牀 地面を去る二尺以上三尺以下を可とす。牀下の地面は漆喰タタキを妙とし、吹きぬきとなすべく、かつ牀板は一寸のものを用ひ、その接合、緊着にして牀下の空氣の室内に洩るるなからしむべし。牀面は、よく削りて滑なるを要し、常に清潔を保つべし。

三、簷庇 光線の射入を妨ぐるにより、二尺を限度とすべし。なるべくは雨押五六寸のものを附するに止むるを可とす。

四、壁 白色なれば眼を害し、黒色なれば室内暗し。さ

れば灰色又は淡黄色等の中性色を可とす。腰壁は牀上二尺五寸乃至三尺五寸は板張を可とす。これ掃除に便に、かつ剝落を防ぐためなり。

五、昇降口 校舎の立關外に別にこれを設け、兒童の多寡に應じ、男女を別にして數箇所に設くべし。幅は廊下に等しくし、常風の方向を避け、靴拭・下駄棚・傘置・簞置・外套・帽子の置場を設くべく。すべて昇降口には金石を以て作れる器物を置くことなかるべし。

六、出入口 廊下と室内の牀とは水平なるべく、闕は牀面上に出でざるを可とす。出入口は一間口とし、三尺戸二枚を引合せとなすべく、かつ教室には二箇の出入口を設けざるべからず。

七、階段 校舍は平家造を原則とするも、止むを得ざる場合に二階建になすときは、その階段は一直線をなさずして曲折の構造をなし、中間に踊場を設くべし。階段は踏面八寸、蹴上五寸、幅四尺五寸以上を適當とし、必ず二箇以上を設けざるべからず。

八、廊下 採光窓をつくる反對の側に設くるを原則とす。されば大方は北方又は東方なるべし。幅は六尺以上となすべく、九尺廊下は最も可なり。

九、教室 形は長方形を可とす。舊規定には、多級小學校の教室は幅三間以上四間以下、長四間以上五間以下、單級小學校の教室は幅及長各四間以上五間以下を通過例とし、その大きさは兒童一人につき三尺平方の割合よ

り小なることを得ずとあり。高さは九尺以上を可とするは天井の項に記せしが如し。採光の方位は南方を第一とし次は西南、次は東南、次は西方をよしとす。射入光線は兒童の左側より採るべし。右方よりとれば手のために暗を生じ、後方よりすれば身體のために暗を生ず。かつ前方の光線は視力を害するを以て嚴禁すべし。兒童左側の窓を採光窓といふ。牀面積の六分の一を要す。その下縁は牀上二尺五寸、その上縁は牀上八尺五寸以上にして天井に接近せしむべし。採光窓の上部は欄間を以て代ふるも可なり。窓は硝子張にて引違の装置を可とす。兒童の右側にあるものを補助採光窓といふ。その面積は採光窓の二分の一以上なるを要す。採光窓の

下、床上に接近するところに通風窓を設け換氣の便をはかるべし。

一〇、特別教室 唱歌・裁縫・手工・作法等の教科に對しては、特別に教室を設くるを可とす。唱歌室は普通教室に遠ざかりたるところを選ぶべく、裁縫室・手工室は三方より採光し得る位置に設け、作法室には、床・袋棚・違ひ棚等普通客間に備ふる構造をなすべし。

一一、講堂 儀式を行ひ、或は全校若くは一部の兒童を集めて講話をなすときに用ふ。その形は長方形とし天井はなるべく高くすべし。面積は兒童六人につき一坪の割合とし、窓は牀面積の四分の一を要す。講堂には御眞影並に勅語奉安殿を設くべし。講堂は訓育上、極め

て必要なる設備なれど、その建築に多額の經費を要すれば、その餘裕なき地にては、雨天體操場を假用し、或は二三の普通教室の仕切をとりはづして、その用に充つる準備をなし置くべし。

一二、教員室 運動場に面し、兒童監督に便利なるところたるを要す。その面積は教員數に準じ、圖書・器械・標本室又は應接所を別に設くる能はざるときは、教員室を兼用するを便となせば、その坪數は廣く設備するを利ありとす。

一三、教員住宅 土地の狀況により、なるべく校地内に設くべく、宿直室は御眞影並に勅語の奉安殿を守護するに便なるところたるを要し、小使室・湯呑所は火災

の危険を慮り、建物を隔離すべく、井戸は小使室に隣り、便所に遠ざかり、かつ排水に便なるところを選び、傍には手洗所の設備をなすべし。その他、物置場は別建物又は校舎内の一室に定め、或は階下屋根裏を利用するも可なるべく、芥溜場は校舎を去る、最も遠き處に深き穴を穿ち、板圍を施して散亂を防ぐべし。

一四、便所 別棟とし、校舎を距ること三間以上、井戸を距ること四間以上とし、夏季常風の方向を避け、校舎との間は廊下を以て連結すべし。便所は採光通風に特に留意して不潔に流るるを防ぐべく、その數、男兒一人につき大便所二箇以上、小便所四箇以上、女兒百人につき兩便所五箇以上を設くべし。大便所の窓は、牀面上

二尺のところ、に設け、その大きさは二尺以上の無窓仕掛を便とし、戸は内部に掛金を具へ、外より開く能はざらしめ、樋箱は幅六寸五分、長一尺五寸とし、戸の開く方向を前面となすべし。圍房の牀及、四壁はボイロ油を塗り、て不滲透性となすを要す。小便所は、なるべく一人別とし、踏石は幅一尺、高六寸五分とし、これを去る二尺五寸の高さのところ、に横木を附設するを可とす。糞壺・尿溝・注壁等は不滲透物を以て造り、便所の四圍には杉・檜・楨等の常緑樹を植えて生垣を作るべし。

以上は理想を示したるものなれど、學校教育の要はその内容に在りて外觀に存せず。宜しく土地の情況を參酌して常に實用を主として努めて民力に伴ひ華を去

り實に就く所以の道を講ぜざるべからず。

概要 校舎は教授上、管理上並に衛生上に適當にして質朴堅牢ならんことを要す。校舎の建築につきては、土地の情況と資力の如何とに留意し、つとめて實用に適切なるを旨とすべし。

設問 校舎の建築につき留意すべき條件を擧げよ。

第三節 校具

校具を分類して、教授用具・室用具・事務用具の三とす。教授用具は、教授用・参考用の圖書・掛圖・地圖・辭書・法令・圖畫・寫眞・圖解・模型・標本・器械・器具等をいふ。これ等は教師の心掛次第にては、巨額の經費を要せずして、これを備ふるを得べし。器械・標本・掛圖の如きは、なるべく教師或

は教師兒童の製作にかかはるものを可とし、地理上の寫眞標本の如きは、有志者の寄贈或は交換等の方法により、これをあつむるを得べし。

教室用具は常に教室に具ふる机・腰掛・黑板・教壇・教卓・及黑板拭・教鞭・窓掛・水入・墨汁壺・紙屑籠・寒暖計・掃除用具等の雜具をいふ。これ等の用具中机・腰掛・黑板の構造は、いたく兒童身體の發達に影響すれば、大に、これが設備に意を用ひざるべからず。兒童用腰掛の高さは、下脚の長に均くし、その幅は上脚の長に均かるべし。倚靠は下腰部に於て、脊柱下部の凹所にあたるを度とす。机の高は腰掛の高に加ふるに、肘尺正しき姿勢に於て直角に曲げたる上肢の肘關節より腰掛の坐面に至るに調整數四乃至六種を加へたるものとす。机腰掛には、一人

掛、二人掛あり。又腰掛の机に固着せるあり、離れたるあれど、机は二人掛、腰掛は一人掛として、机と腰掛とは別にするを可とす。用材は檜又は栗を可とし、黒く塗るべく、學用品中、硯を容るる所と、書籍・筆記帳等を置く所とは、區分すべし。机面は平坦にして傾斜なきをよしとす。机と腰掛との距離は、その間を多少離れしむるものを加距離といひ、机と腰掛の一部とが相重なる位置にあるを減距離といひ、その間を離れしめず、又重なるなきを無距離といふ。平常の場合には、この無距離にすえ置き書き方等の場合は減距離をとり、その他必要の場合に加減すべきなり。机腰掛は、兒童の身長に應じ、それぞれ相異なるものを用ふべく、その寸法は左の標準による

べし。

小學校用机腰掛寸法表

項目 番號	身 長	机 の 高	机 の 幅	机 の 長 (二人掛)	腰掛 の高	腰掛 の幅	腰掛 の長 (二人掛)	倚 木の高	
								女 第一 横木 の高	男 第一 横木 の高
一號	一〇〇以上 一〇〇未滿 三三、三〇	一五、五〇	一一、〇〇	三〇、〇〇乃至 三六、〇〇	八、六〇	八、二〇	二六、〇〇乃至 三二、〇〇	五、〇〇	四、〇〇
二號	一一〇以上 一一〇未滿 三六、三〇	一七、〇〇	"	"	九、四〇	九、〇〇	"	五、四〇	四、四〇
三號	一二〇以上 一二〇未滿 三九、三〇	一八、五〇	"	三六、〇〇	一〇、二〇	九、八〇	三二、〇〇	五、八〇	四、八〇
四號	一三〇以上 一三〇未滿 四二、三〇	二〇、〇〇	"	"	一一、〇〇	一〇、六〇	"	六、二〇	五、二〇
五號	一四〇以上 一四〇未滿 四五、三〇	二一、五〇	"	"	一一、八〇	一一、四〇	"	六、六〇	五、六〇

本表中身長欄は「センチメートル」其の括弧内の數及机の高さ以下は曲尺の寸を以て一位となす。

黑板には大小二種あり。大黑板は幅三尺乃至四尺、長六尺乃至二間とし、小黑板は幅二尺長三尺位たるべく、材は樟・檜・朴を可とし、その塗り方は、板面を布張とし、その上を黒漆にて塗りて艶を消したるものを最宜しとす。書き方の範書用としては淡黄色又は白色の小黑板を造るべし。

教壇は黑板とその長を同じうし、高七八寸、幅三尺乃至四尺を度とす。幼年生の教室には便宜教壇上に兒童用の踏臺を備ふべし。

教卓は長二尺五寸乃至三尺、幅一尺五寸乃至二尺高は

三尺四五寸を度とし、抽匣・棚を設くべし。

事務用具としては、國旗・門標・時計・報時器・教員室用の机・椅子・戸棚・救急用具・藥品・消毒用具・消毒藥・點燈用具・時間表・掲示板・非常變災用具等學校事務を進行せしむるに必要なる用具は、悉く、これを備へざるべからず。事務用具は特に整理に意を用ひ、用事の起れる際、直に、これを使用し得るを要す。すべて校具は、その取扱を丁重にし、清潔と整理とに意を用ひ、以て保存耐久をはかるべきなり。

校舎・校地・校具及體操場は非常變災の場合を除くの外、小學校の目的以外に之を使用することを得ざれども、公衆體育の爲、體操場を公開し又は公の集會に校舎を

使用する等の場合に於て教育上障害を來す虞なきときは相當取締の下に便宜許可を與ふるを得。

概要 校具には教授用具、教室用具、事務用具の別あり。教授用具は、なるべく教師自家の工夫製作にかかるを貴び、教室用具としては、机腰掛、黒板の製作に意を用ふべし。事務用具は特に、其の整理に心を勞すべし。總じて校具は、その取扱に意を用ひ、清潔、整頓以て、保存と實用とをはからざるべからず。

設問 校具の種類と、その取扱上の注意を述べよ。

第六章 就學

國家は一定の程度の教育を一般國民に得しむるを以て、その生存發達に必要な條件となすが故に、兒童に

對し親權を行ふ者、又は親權を行ふものなき時はその後見人たる兒童保護者をして、或一定の時期間、兒童をして、就學せしむべき義務を負はしむ。これを就學義務といふ。國家自體の目的のため、兒童保護者に負はしむる公法上の義務なり。兒童滿六歳に達したる翌日より、滿十四歳に至る八箇年を學齡とし、就學の義務は、學齡兒童の學齡に達したる日以後に於ける最初の學年の始を以て起り、尋常小學校の教科を修了したるときに終る。さればその終期は學齡と直接關係なければ、學齡兒童保護者は、學齡の滿了と共に就學義務の解除を受くるなり。されど、義務消滅の後と雖も、依然尋常小學校に就學することは固より妨なきなり。

學齡兒童保護者、就學義務を負ふに至りたるときは、その兒童を市町村立尋常小學校又は官立、府縣立學校に於て尋常小學校の教科を授くべき部分に入學せしむべし。されど市町村長の認可を受け家庭又は私立小學校等に於て尋常小學校の教科を修めしむることを得、市町村長は兒童をして市町村立尋常小學校に入學せしむべき期日を豫め、その保護者に通知し、兒童の保護者に於て、當然入學せしむべき學校以外の市町村立尋常小學校に入學せしめ、又は官立、府縣立學校に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、その學校の管理者又は學校長の承認書を添へて届出でしむべし。猶、家庭又は私立小學校等に於て尋常小學校の教科

を修むる兒童の教育を監督し、必要と認めたるときは、その兒童につき試験を行ふことを得。もしその教育を不適當と認めたるときは、先に與へたる認可を取消すべき規定あり。又尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は、その雇傭によりて兒童の就學を妨ぐるを得ず。

若し學齡兒童にして瘋癲白痴、又は不具癱疾のため、就學すること能はずと認めたるときは、その保護者は醫師の證明書を添へて就學義務の免除を市町村長に申立つべし。市町村長は監督官廳の認可を受け、その義務を免除することを得。學齡兒童保護者、貧窮にして兒童を就學せしむること能はざるとき、亦これに同じ。この

場合には醫師の證明書を要せざるは勿論なり。猶學齡兒童病弱又は發育不完全の爲め、就學せしむべき時期に於て就學する能はずと認めたるとき、若くは保護者、貧窮なる時は、就學義務を猶豫せらる。その猶豫期間は、その年四月より就學せしむべき兒童に對しては、一箇年とし、九月始の學年を置く學校にては、就學始期四月の兒童は五箇月その九月の兒童は七箇月とし、既に就學の始期に達したる兒童に在りては一箇年以下を常例とすれど九月始の學年を置く學校にては、各五箇月以下、又は七箇月以下とす。かつ、猶豫の期間満了したるとき、尙猶豫の事故存するときは更に就學猶豫の處分をなすを妨げず。猶豫に關する手續は全く免除

の場合に同じ。又、小學校長に於て、傳染病に罹り、若くは、その虞ある兒童又は性行不良にして、他の兒童の教育に妨ありと認めたる兒童に對しては、小學校に出席することを停止することを得べし。學齡兒童保護者をして就學義務を履行せしむるは、國の教育事務にして市町村長直接に、これを管掌す。市町村長は、翌年四月に於て就學の始期に達すべき兒童につきては毎年十二月末日までに、其の年の九月に於て就學の始期に達すべき兒童につきては毎年六月末日までに學齡簿を編成し、必要なる事項の生ずる毎に遲滞なく加除訂正を加へ、兒童入學の期日を定めて保護者に通告し、入學せしむべき兒童の氏名及、入學期日を關係學校長に通知す

るを要す。保護者にして兒童を就學せしめざるときは、保護者に對して就學せしむべき旨を督促し、二回以上督促をなすも、猶保護者に於て、その義務を履行せざるときは監督官廳に報告すべし。監督官廳は又、この報告により督促をなさざるべからず。この場合に於て知事又は郡長は過料に處すべきことを戒告するを得べし。在學兒童をして正當の事由なくして、出席せしめざる時も同様の手續を執行すべき規定あり。市町村長に屬する國の教育事務、かくの如く大なれば、學務委員を置きて就學の督促、就學義務の免除又は猶豫、家庭又は、その他に於て尋常小學校の教科を修むるものの認可等に關して市町村長の諮問に應じ意見を開陳せしむ。

我國の義務教育は尋常小學校の修業年限なれば、尋常小學校長に屬すべき就學事務尠からず。所定の様式により、學年の始に於て、入學したる兒童の學籍簿を編制し、必要に應じて遲滞なく加除訂正し、在學兒童の出席簿をつくり、その出席缺席を明にし、市町村長より通知を受けたる入學兒童中、入學期日後、七日以内に、その小學校に入學せざるものあるときは、その氏名を關係市町村長に報告し、在學兒童にして正當の事由なく七日間缺席したるときは、遲滞なく、その出席を督促し、猶引續き七日以上出席せしめざるときは、その旨を關係市町村長に報告すべし。毎學年の終に卒業したる兒童の氏名を遲滞なく關係市町村長に報告するを要し、仍、當

然入學すべき學校以外に於て尋常小學校の教科を修むる兒童にして、その教科を卒りたるとき又は、その教科を卒らずして退校し若くは廢學したるときは、關係學校長は關係市町村長に届出づべきなり。

概要

學齡。

滿六歳に達したる翌日より滿十四歳に至る八箇年。

就學期間。

學齡に達したる最初の學年の始より尋常小學校の教科を修了するまで。

就學義務者。

學齡兒童保護者(親權を行ふもの、なきときは後見人)

義務免除。

兒童の瘋癲、白痴、不具、癱疾、又は保護者の貧窮。

義務猶豫。

兒童の病弱、發育不完全、又保護者の貧窮。

就學事務執行者

市町村長。學務委員。

郡長。府縣知事。

尋常小學校長。

設問 市町村長に屬する國の教育事務を問ふ。尋常小學校長に屬する國の教育事務を問ふ。就學の免除及、猶豫の場合をあげよ。

第七章 小學校の職員

第一節 職員の種別及その資格

小學校職員は、小學校長並に小學校教員よりなる。小學校教員は、更にその資格の相違により、正教員准教員代用教員の別あり。正教員は、兒童の教育を擔任し、かつ、これに屬する事務を掌る。而して正教員にも本科正教員。専科正教員の別あり。本科正教員とは、小學校の教科全體を教授し得べきものにして、専科正教員とは小學校の教科目(中圖畫・唱歌・體操・裁縫・手工・農業・商業)の一科目

若くは數科目、手工・農業・商業の一科目若くは數科目を限り教授し得べきものをいふ。市町村立小學校長は必、その學校の本科正教員をしてこれを兼ねしめ、校務を整理し、所屬職員を統督せしむ。准教員とは本科正教員の職務を補助するものをいひ、代用教員とは小學校教員免許狀を有せずして准教員に代るものをいふ。本科正准教員の内には、尋常小學校高等小學校を通じて教員たるを得べきを小學校本科正教員、小學校准教員とし、尋常小學校のみに於て教員たるを得べきを尋常小學校本科正教員、尋常小學校准教員とす。正教員は訓導と稱し、判任官と同一の待遇を受け、准教員は准訓導と稱し、代用教員は、即、雇教員にして共に待遇の定なし。

小學校教員の免許狀には普通免許狀及、府縣免許狀の二種あり。普通免許狀は、(一)小學校正教員府縣免許狀を有し、十箇年以上市町村立小學校高等師範學校女子高等師範學校師範學校の訓導の職にある者。(二)高等師範學校、又は女子高等師範學校を卒業し三箇年以上市町村立小學校高等師範學校女子高等師範學校師範學校の訓導の職にある者。(三)文部省直轄學校に於て某科目に關し特に教員の職に適する教育を受けて卒業し、三箇年以上市町村立小學校高等師範學校女子高等師範學校師範學校の訓導の職にある者にして、その成績佳良なるものにつき府縣知事、又は高等師範學校長、女子高等師範學校長の申請に基き、文部大臣之を授與す。普

通免許狀は全國を通じて終身有效なりとす。府縣免許狀は(一)師範學校長の申請にかかる師範學校卒業者(二)小學校教員の檢定に合格したるものに、府縣知事、これを授與し、その府縣限り終身有效とす。

教員の檢定は小學校教員檢定委員會に於て、これを行ふ。會長は府縣にありては内務部長たる府縣事務官、北海道にありては第二部長たる道廳事務官これに當りて、常任委員・臨時委員は府縣師範學校・中學校・高等女學校等の教員中より府縣知事これを命ず。檢定には無試験檢定・試験檢定とし、學力・性行及身體に就き之を行ふ。試験檢定は毎年少くとも一回之を行ひ、無試験檢定は隨時之を行ふものとす。無試験檢定は(一)師範學校・中學

校・高等女學校教員免許狀を有するもの(二)他の府縣に於て授與したる小學校教員免許狀を有する者(三)文部省直轄學校に於て某科目に關し特に教員の職に適する教育を受けて卒業したる者(四)中學校又は高等女學校を卒業したる者(五)公立私立學校認定に關する規則に依り認定せられたる學校を卒業したる者(六)その他、府縣知事に於て適任と認めたる者につきて之を行ふ。

(四)及(五)に該當する者に對し小學校本科正教員の檢定を行ふ場合は卒業後二箇年以上小學校教育に従事したる者又は高等女學校を卒業し修業年限一箇年以上の補習科に於て小學校教員に適する教育を受け卒業したる者に限る。試験檢定は小學校令施行規則第百八

條乃至第一百十二條の科目及程度による。されど(一)師範學校・中學校・高等女學校教員免許狀を有する者(二)小學校教員免許狀を有する者(三)文部省直轄學校に於て某科目に關し特に教員の職に適する教育を受けて卒業したる者(四)小學校教員免許狀又は小學師範學科卒業證書を有し、その有効期間満ちたる者(五)小學校教員講習科を卒りたる者(六)中學校又はこれと同等以上と認めたる學校を卒業したる者(七)高等女學校を卒業したる者等につき試験檢定を行ふときは、小學校教員檢定委員會に於て某科目に關し同等以上の學力ありと認めたるものに對して、その科目の試験を缺くことを得。試験檢定を受けたる者、試験に合格せざるも某科目に

關し成績佳良なるときは、知事は證明書を與ふるを得。この證明書を受けたる者にして、更に試験檢定を出願するとき、その科目の試験は、之を缺くものとす。

教員檢定は學力の驗定を主とすと雖も(一)禁錮以上の刑に處せられたるもの、但し國事犯にして復權したるものはこの限にあらず。(二)偽造罪・偽證罪・身分詐稱罪など信用を害する罪若くは猥褻罪・賭博罪・富籤罪・神祠・佛堂・墓所及、禮拜所に對する公然の不敬罪等風俗を害する罪を犯して罰金の刑に處せられ、又は監視に付せられたるもの、(三)破産若くは家資分散の宣告を受け復權せざるもの、又は身代限の處分を受け債務の辨償を終へざるもの、(四)免許狀褫奪の處分を受け、三箇年を経過

せざる者等は、検定を受くることを許さず。小學校教員免許状は、かくの如くにして與へらるるも、もし免許状を有するものにして(一)禁錮以上の刑に處せられたる時、(二)信用若くは風俗を害する罪を犯して、罰金の刑に處せられ、又は監視に附せられたる時、(三)破産若くは家資分散の宣告を受けたる時は、免許状は其効力を失ふべく、免許状を有するものにして不正の所爲、その他教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて、その情狀重しと認めたるときは普通免許状は文部大臣に於て、府縣免許状は府縣知事に於て、これを褫奪すべし。府縣知事に於て行ひたる褫奪處分に不服あるものは文部大臣に訴願することを得るなり。

概要

小學校教員の種別。小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員、小學校准教員、尋常小學校准教員、代用教員、免許状の種別。普通免許状、文部大臣授與、全國有效、府縣免許状。府縣知事授與、その府縣限有效。

無試験検定。臨時。

検定試験検定。

一年少くも小學校教員検定委員會之を行ふ。一回。

設問 小學校教員の種別を問ふ。教員免許状の種別並にその效力の相違を擧げよ。

第二節 學校長及教員の進退

市町村立小學校長及教員の任用は市にありては、市長、

町村にありては郡長の申請に依り府縣知事之を行ひ、その解職及、休職は別に申請を要せずして府縣知事之を行ふ。一たび任用せられたる小學校長及、教員は法令に定めたる場合の外、猥りに免黜せらるることなし。現行法令によれば、市町村立小學校正教員は(一)免許狀褫奪の處分を受け、又は、その免許狀效力を失ひたるときは當然その職を失ひ、(二)奉職の學校廢せられ、又は休職の期間満ちたるときは當然退職し、(三)不具廢疾に因り、又は身體若くは精神の衰弱に因り、職務を取るに堪へざるるとき、傷痍・疾病に罹りてその職務に堪へざるに因り、又は自己の便宜に因り退職を出願したるとき、休職者復職したるため、その代員を要せざるときは府縣知

109

法 理 管 校 學

事に於て退職を命ずることを得べく、(四)傷痍・疾病に因り、職務を行ふに妨あるるとき、學校編制の變更、又は訴願の裁決により過員を生じたるるとき、(たとへば免職を受け文部大臣に訴願を提起し、文部大臣は知事の處分を取消すことを裁決したるときは、免職者は復職して、過員を生ずる場合)高等師範學校・師範學校等の如き教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學するとき、刊事事件に關し告訴若くは告發せられたるときは、府縣知事に於て休職を命ずることを得べく、(五)陸海軍現役に服し、又は戰時事變に際し召集せられたるものは當然休職者とす。(六)前掲以外の事由により、休職又は退職を命ずる必要ありと認めたるときは、府縣知事は文部

大臣の指揮を受け、特別の處分をなすことを得。傷疾疾病により休退職を命ずるときは、知事は府縣恩給顧問醫の意見を聞くことを要す。市町村立小學校准教員は、府縣知事の定めたる規程により、府縣知事これを進退し、代用教員の採用及、解職は市町村立小學校准教員の例に依り私立小學校長及、教員の採用解職は、設立者に於て之を行ひ、かつ、遲滞なく府縣知事に届出づべき規定なり。

概要 市町村立小學校長及、教員の任用は市にありては市長、町村にありては郡長の申請により府縣知事之を行ひ、その解職休職は申請を要せずして府縣知事これを行ふ。市町村立小學校長及、正教員の位地を動かさるる場合に失職・退職・休職・特別處分の四あり退職・

休職には更に當然の場合と命令を用ふる場合との二あり、准教員、代教員は府縣知事、これを進退し、私立小學校の校長及、教員の採用又は解職はその設立者に於て、これを行ひ、府縣知事に届出づる定なり。

設問 市町村立小學校長、並に正教員は如何なる場合に、その地位を動かさるるか。

第三節 學校長及教員の義務並に懲戒

小學校長及、教員は教育に關する勅語の旨趣を奉體し、法律命令に従ひ、誠實に、その職務を盡すを第一の義務とし、職務を充たさんため、監督官廳の認可を受けたるものの外、必、當該學校所在の市町村に居住する義務あり。

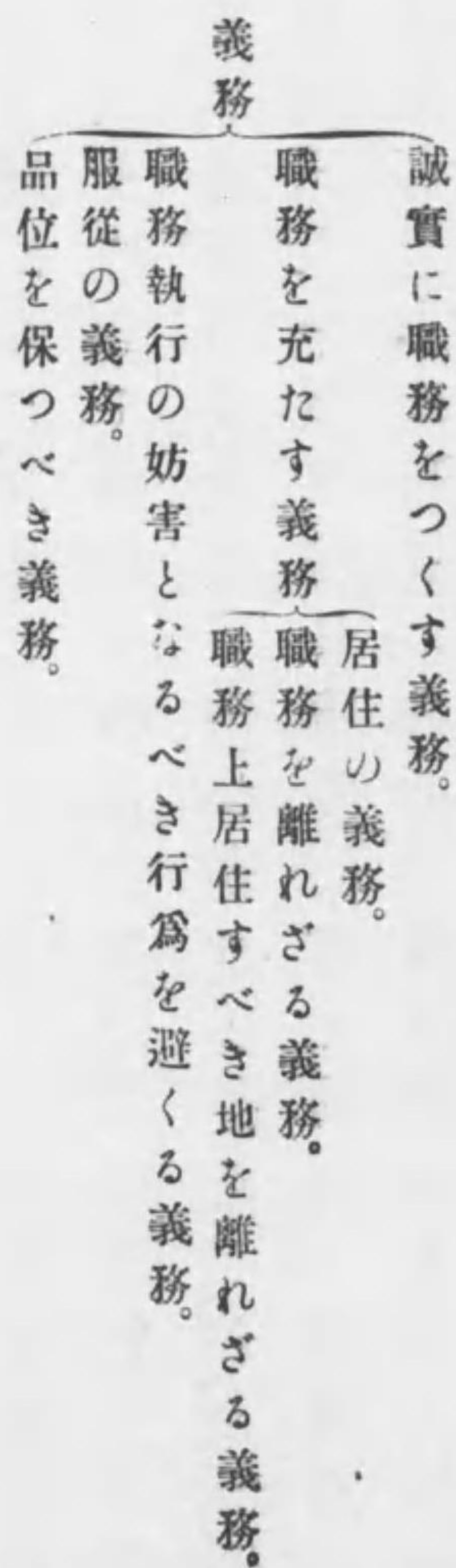
りかくて職務を執るがため、學校に出勤すべき義務あれば決して擅に、その職務を離れ、又は職務上居住すべき地を離るることを得ざるなり。猶、職務を執行するに妨となるべき行爲を避くる義務あり。これ誠實に己が職務に盡萃せしめ、他を顧るなからしめんがためなり。即、學校長及、教員は、府縣知事の認可を受くるにあらずれば、營利を目的とする會社の業務執行社員・取締役・監査役となり、又は給料を受けて他の事務を行ふことを得ず。總じて學校長及、教員は府縣知事の認可を受くるにあらずれば、營利を目的とする業務を爲すことを得ず。これみな職務に專一ならしめんがためなり。教員は一身を捧げて職務に従事すべく、その行ふべき事務は

豫めその分量を示すべき性質のものにあらずして無期限のものなれば、上官の命令に服従する義務を守る必要あり。特に教員は身を以て兒童の模範たらざるべからざるものなれば、職務の内外を問はず、品位を保つべき義務あるは論を俟たず。市町村立小學校長及、教員にして職務上の義務に違背し、若くは職務を怠りたる時、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱する行爲ありたる時は府縣知事は懲戒處分を行ふ。代用教員の懲戒處分は准教員の例に據る。懲戒處分は譴責・減俸及、免職の三種とす。懲戒處分を行ふべき事件が刑事裁判所の事件と關係あるも、これを執行するを妨げず。唯刑事裁判の進行中は同一事件

に關し、懲戒處分を行ふを得ざるのみ。減俸は一箇月以上、一箇年以下減俸を受けたる當時の俸給月額額の三分の一以下を減給し、免職の處分を受けたる者は、二箇年を経るにあらざれば教員の職に就くことを得ず。されど改悛の實顯著なるものは、文部大臣の認可を受け、府縣知事に於て、この制限を解くを得べし。府縣知事に於て行ひたる免職の處分に不服ある者は、文部大臣に訴願することを得。私立小學校長及、教員にして體面を汚す行爲ありたるときは、府縣知事は、その業務を停止す。その期間は一箇月以上二箇年以下の定なれど、改悛の實、顯著なる場合には業務停止を解かるるを得べし。業務停止の處分に不服ある者は文部大臣に訴願を提起

し得ること市町村立小學校長及、教員の場合と同じ。

概要



免職。(私立小學校長及、教員につきては業務停止)

設問 小學校長及、教員の職務上の義務を問ふ。市町村立小學校教員は如何なる場合に懲戒處分を受くべきか、かつ、その處分の種類をあげよ。

第四節 學校長及教員の權利

小學校長及教員は官吏と同じく、法令によりて、その位置を保障せらるれば、法令の規定以外に於ては、その意志に反して免官せらるることなし。かつ訓導は判任文官と同一の待遇を受け、俸給の多小により等級を立て、文官の等級に應じ、同等内においては文官の次席たり。但、小學校長にして、現に本務月俸五十圓以上を受け、二十年以上小學校正教員の職に在り、功勞著しきものは、各府縣各三人を限り、特に奏任文官と同一の待遇をなすことを得。以上は教員の身上の權利なれど、この外、職務上の權限と財産上の權利とあり。職務上の權限としては、教育上必要と認めたるときは、兒童に懲戒を加ふ

ることを得る職權あり。されど、これと同時に體罰を加ふることを得ざる義務あり。小學校長は兒童が傳染病に罹り若くはその虞ある場合、又は性行不良にして他の兒童の教育に妨ありと認めたる場合には、その小學校に出席するを停止する職權あり。猶、夏季・冬季休業日の前後各二十日以内に於て、教授時數を減縮するを得る職權あり。その財産上の權利としては、小學校教員は其の職務に對し市町村より俸給を受くる權利を有す。本科正教員月俸の平均額は人口十萬以上の市にありては二十四圓、その他の市及市に準すべき町村にありては二十圓、町村にありては十六圓とし、市町村は、教員の定數に應じて俸給額を支出する義務あり。猶、市町村

は、その任意に依り、又は地方長官の認定に同意し、義務額以上を支出することを妨げず。専科教員及補助教授する教員の俸給は一定の義務額なく、地方長官に於て市町村長・町村學校組合長の意見を聞き、これを定む。かくして定まれる金額以内に於て地方長官は小學校教員の月俸額を定むるなり。即、本科正教員は九十五圓以下十二圓以上とし、これを十級に分ち、又各級を上下に別つ。特に功勞あるものは漸次百二十圓までに増給することを得しむ。専科教員は五十圓以下八圓以上とし、之を九級に分ち、又各級を上下に別つ。准教員は二十五圓以下八圓以上とし、之を六級に分ち、又各級を上下二級に分つ。但、土地の状況により高等小學校に於ては

本科正教員男十二圓女十圓、同准教員男九圓女七圓、尋常小學校に於ては本科正教員男十圓、女八圓、同准教員男七圓女六圓の最低額まで減少するを得。又教員の俸給は、その意に反してこれを減少するを得ざる定なり。休職者には俸給を給せざるを原則とし、府縣知事に於て市町村・町村學校組合、又は區の同意を得れば、その一部或は全部を給することを得。教員にして懲戒により免職に處せられ或は免許狀褫奪、又は免許狀の失効により教員の職を失ひたる時は當月分の俸給は日割を以て給せらるるなり。

正准教員は五箇年以上同一府縣内の市町村立小學校に勤續し、地方長官より成績佳良なりと認められたる

ときは國庫及、府縣費より支出する年功加俸を受くることを得べく、その金額、本科正教員にありては年額二十四圓乃至六十圓とし、専科正教員及、准教員にありては年額十二圓乃至二十四圓とすと雖も、勤續年數五箇年を加ふる毎に本科正教員にありては年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及、准教員にありては十二圓乃至十八圓を加ふることあるべし。又本科正教員にして單級小學校に勤務するものは年額六十圓以下の特別加俸を給し、多級學校の一學年より四學年又は五學年又は六學年に至る兒童を以て編制したる學級を擔任するものは年額四十八圓以下の特別加俸を給することあるべく、又僻陬の地にある多級小學校に勤務する

者には三十六圓以下の特別加俸を給することあれど前二項により特別加俸を受くる者は、この限にあらず。僻陬地の市町村立尋常小學校の正教員にして前三項により特別加俸を受け五年以上同一學校に勤續するものには十八圓以下を加給すべき定なり。年功加俸を受くる者懲戒の處分を受けたるときは、その一部又は全部の支給を停止せらるることあるべく、また、地方長官に於て成績佳良ならずと認めたるときは、その支給を止めらるるものなり。

成績佳良の認定につきては定規の存するあるなし。五箇年以上勤續すと雖も、成績佳良の認定をなさざる場合につき東京府の規定左の如し。以て一般を推すべし。

- (一) 成績不良の場合。(二) 操行不良の疑ある場合。(三) 調査以前に遡り五箇年間に百五十日以上缺勤ある場合。(四) 休職年數を除く。(五) 譴責は一箇年、罰俸は二箇年を控除す。
- 僻陬地にも亦特別の規定なし。秋田縣の規定左の如し。
- (一) 鐵道(停車場)若くは車道を距ること二里以上の地にして交通不便なること。
- (二) 前項二里以内の地なるも山川又は險路のため交通極めて不便なること。
- (三) 其他僻陬地と認むべき特殊の事情あること。
- (四) 前項二箇以上に該當するものを一等僻陬地とし其の二箇に該當するものを二等僻陬地とす。

以て一般を推知するに足るべし。

教員にして一週三十二時を超え、教授を擔任するとき
は手當を受くべく、職務のため、傷痍を受け、若くは疾病
に罹りたるときは療治料を受くべし。又特に功勞ある
ものには慰勞金を給することあるべく、宿直する者には
賄料を給し、公務のため旅行するときには旅費を給せ
らるべし。かつ土地の情況により住宅料を給せらる。
市町村立小學校正教員にして、退職するに際し、法律の
定めたる條件に適合するときには退隱料若くは退職給
與金を受くべく。死亡したる時は一時扶助金、又は遺族
扶助料を受くべし。即、在職滿一箇年以上にして退職し
たる市町村立小學校正教員には、退職現時の給料半箇

月分を以て在職年數の一箇年に當て、その年數に應ずる金圓を一時に給與し、在職滿十五年以上の者、六十歳を超へ、傷痍を受け、若くは疾病に罹り、其の職務に堪へざるが爲、廢職・廢校或は學級編制の變更に依り退職の者には、退職現時の俸給と、在職年數とに従ひ左表の額の終身退隱料を給與す。且、職務に依り傷痍疾病を受け其の職務に堪へざるが爲退職を命じたるときは十五年に滿たざるも、これを給し、尙、その最下金額十分の七まで加給す。されど年齢滿六十歳に至らずして自己の便宜により退職し、又は免職に處せられ、或は失職に該當したるものは退隱料又は退職給與金を受くることを得ざるなり。退隱料の額は左表により知らるる如く、

在職年數の増加するに従つて、その率を増し四十年に至つては實に俸給額の三分の二に相當し、これを我邦の他の官吏教員に比すれば大なる優待なり。

市町村小學校教員退隱料

在職年數	給料	
	以上	以下
十五年	二三五	二二五
十六年	二三三	二〇三
十七年	二四〇	二〇八
十八年	二四八	二一五
十九年	二五五	二二一
二十年	二六三	二二八
十五年	一八〇	一六五
十六年	一八六	一七二
十七年	一九三	一七六
十八年	一九八	一八三
十九年	二〇四	一八七
二十年	二一〇	一九三
十五年	一五〇	一三五
十六年	一五五	一四〇
十七年	一六〇	一四四
十八年	一六五	一四九
十九年	一七〇	一五三
二十年	一七五	一五八
十五年	一〇八	一〇二
十六年	一一二	一〇六
十七年	一一六	一〇三
十八年	一二〇	一〇五
十九年	一二四	一〇八
二十年	一二八	一一一
十五年	八四	七三
十六年	八七	七五
十七年	九〇	七七
十八年	九三	八〇
十九年	九五	八二
二十年	九九	八四
十五年	六〇	四八
十六年	六三	五〇
十七年	六四	五三
十八年	六六	五三
十九年	六八	五五
二十年	七〇	五六

二十一年	二七四	三三八	二一九	二〇一	一八三	一六五	一四六	一三四	一六	一〇三	八八	七三	五九
二十二年	二八五	二四七	二二八	二〇九	一九〇	一七一	一五三	一三九	一二一	一〇七	九三	七六	六一
二十三年	二九七	二五七	二三七	二一八	一九八	一七八	一五八	一四四	一二六	一一一	九五	七九	六四
二十四年	三〇八	二六七	二四六	二二六	二〇五	一八五	一六四	一四九	一三一	一二五	九九	八三	六六
二十五年	三一九	二七七	二五五	二三四	二一三	一九三	一七〇	一五六	一三六	一一九	一〇三	八五	六八
二十六年	三三四	二九〇	二六七	二四五	二三三	二〇一	一七八	一六三	一四二	一二四	一〇七	八九	七三
二十七年	三四九	三〇三	二七九	二五六	二三三	二一〇	一八六	一七〇	一四八	一二九	一一二	九三	七五
二十八年	三六四	三二六	二九一	二六七	二四三	二一九	一九四	一七七	一五四	一三四	一一七	九七	七八
二十九年	三七九	三三九	三〇三	二七八	二五三	二二八	二〇三	一八四	一六〇	一四〇	一二二	一〇二	八一
三十年	三九四	三四二	三一五	二八九	二六三	二三七	二一〇	一九三	一六六	一四五	一二六	一〇五	八四
三十一年	四一三	三五八	三三〇	三〇三	二七五	二四八	二二〇	二〇三	一七四	一五三	一三三	一一〇	八八
三十二年	四三三	三七四	三四五	三七	二八八	二五九	二三〇	二一一	一八二	一五八	一三八	一二五	九二

三十二年	四五〇	三九〇	三六〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二二〇	一九〇	一六六	一四四	一二〇	九六
三十四年	四六九	四〇七	三七五	三四四	三一三	二八二	二五〇	二二八	一九八	一七三	一五〇	一二五	一〇〇
三十五年	四八八	四二三	三九〇	三五八	三三五	二九三	二六〇	二三七	二〇六	一八〇	一五六	一三〇	一〇四
三十六年	五一〇	四四三	四〇八	三七四	三四〇	三〇六	二七二	二四八	二一五	一八八	一六四	一三六	一〇九
三十七年	五三三	四六二	四二六	三九一	三五五	三三〇	二八四	二五九	二二四	一九六	一七一	一四二	一一四
三十八年	五五五	四八一	四四四	四〇七	三七〇	三三三	二九六	二七〇	二三三	二〇四	一七八	一四八	一一九
三十九年	五七八	五〇一	四六三	四二四	三八五	三四七	三〇八	二八一	二四二	二一二	一八五	一五四	一二四
四十年	六〇〇	五二〇	四八〇	四四〇	四〇〇	三六〇	三三〇	二九三	二五二	二二〇	一九三	一六〇	一二八

遺族扶助料は、在職満十五年以上の者、在職中、死亡し、又は
 在職満十五年未滿なるも職務のため死亡し、若くは
 退隠料を受くる者、死亡したるときは之をその遺族に
 給與し、その年額は寡婦に與ふる場合には亡夫の受け

たる、若くは受くべき退隠料年額の三分の一とす。一時扶助金は在職十五年未滿の正教員、在職中、職務の故にあらざして死去したるときにその遺族に給與するものにて、その額は退職給與金と同額とす。市町村立小學校の准教員は、通常恩給を受くる限にあらざると雖も、職務のため傷痍を受け、若くは疾病に罹りたるときに限り、退職現時の給料四分の一に當る退隠料を終身給與せらる。猶、教員死亡したるときは、その在職中と休職中とに拘らず、在職最終の俸給月額三箇月分を其の遺族に給すべき定あり。

概要

（身上の権利）妄にその職を奪はるることなき権利。
 委任文官又は判任文官と同一の待遇を受くる権利。

職務上の権限

児童に懲戒を加ふる權。
 児童の出席を停止する權。

教授時數を短縮し毎週教授時間を斟酌する權。

俸給を受くる權利。

加俸を受くる權利。年功加俸。特別加俸。

財産上の権利

諸給與を受くる權利。手当、慰勞金、宿直、賄料、旅費、療治料、住宅料。

退隠料、退職給與金、一時扶助金、遺族扶助料、死亡給與金を受くる權利。

設問 學校長及、教員の權利を問ふ。

第八章 小學校の費用負擔及授業料

第一節 小學校の費用負擔

小學校は國家の營造物にして、國家は市町村にその設

置を命じ、かつ、その設置に關する費用は、市町村・町村學校組合、又はその區をして負擔せしむ。されば市町村立小學校を設立する市町村・町村學校組合又は、その區は第一、相當の設備をなし、かつ、之を維持する費用、第二、職員の俸給・旅費及、手當・慰勞金・賄料・住宅料等の諸給與、第三、消耗費・修繕費・雜費等の校費を支出せざるべからず。兒童の教育事務を他の町村又は町村學校組合に委託したる場合に於ては、これが費用は、もとより委託者に於て負擔せざるべからず。市町村、又は町村學校組合は、市町村立小學校の設置に關する費用の外、區長及、その代理者並、學務委員に於て國の教育事務を執行するがために要する費用をも負擔せざるべからず。されど市

町村の資力乏くして學校經費の負擔に堪へざる場合には、これを補助すべき規定あり。即、(一)町村にして資力に乏しく町村學校組合を設くる必要あるも、これを設くる能はざるとき、(二)町村學校組合の資力、尋常小學校設置に關する費用の負擔に堪へざるとき、又は町村學校組合の一部たる町村の資力、その學校組合費の分擔に堪へざるとき、(三)町村又は町村學校組合の資力、兒童教育事務委託に關する費用の負擔に堪へざるときは、郡長は郡參事會の意見を聞き、府縣知事の指揮を受け、郡より町村又は町村學校組合に相當の補助を與ふべく、もし郡の資力、前述の補助を負擔するに堪へざるとき、又は市の資力、尋常小學校設置に關する費用の負

擔に堪へざるときは、府縣知事は府縣參事會の意見を聞き文部大臣の指揮を受けて府縣より郡又は市に相當の補助を與ふべき定あり。かつ普通教育の必要、益、加はると共に小學校の維持費は漸く増加するを以て國庫及府縣費を以て小學校費を補助するに至る。教育基金令市町村立小學校教育費國庫補助法市町村立小學校教育費を補助せしむるため北海道地方費及府縣費支出の件、市町村立小學校教員住宅費補助に關する規程、府縣小學校教員恩給基金等の法令はこの方法を示すものなり。教育基金令は教育基金特別會計法により、償金特別會計資金の内千萬圓を教育資金に組入れ、この元資金より生ずる収入を、前年度末の學齡兒童數に

應じ北海道及府縣に配當す。北海道及府縣はこの配當金を教育資金となし、公立尋常小學校の校地校舎の設備に充つる費用又は、公立高等小學校の校地校舎の非常變災に罹り設置復舊を要する場合に市町村町村組合・町村學校組合に貸付し、市町村制を施行せざる地方に於ては之を小學校設置區域に補助せしむ。猶毎年配當を受けたる金額の十分の三以内を限り公立小學校教員の獎勵其他普通教育に關する費用に充つることを得る定なり。教育資金は北海道地方費又は府縣費を以て之を補充することを得。

市町村立小學校教育費國庫補助法は市町村立小學校教員の年功加俸及市町村立尋常小學校教員の特別加

俸に充つるため國庫は毎年豫算を以て定むる金額を支出し、その半額は市町村立小學校の本科正教員數に、他の半額は市町村立小學校の本科正教員にして五年以上同一府縣内に勤續する者の數(補助金を配賦すべき年の前三月末日に於ける現在數)に比例して北海道及、府縣に配賦し、市町村立小學校教員加俸資金となし、府縣費を以て之を補充することを得しむ。猶北海道地方費及、府縣は配賦せられたる額と同額の金額を支出し、市町村立小學校教員加俸に充て、又は市町村立小學校教員住宅費の補助として教員住宅を建築し、又は教員に住宅料を給し、若は教員に住宅を供給する賃借料を支拂ふ場合に於て市町村、町村學校組合又はその區

に對して之を爲さしむ。

小學校教員の退隱料・扶助料・扶助金・退職給與金等の給與に充つるため府縣は小學校教員恩給基金を備ふ。この基金は市町村よりその小學校に在職する正教員の給料額百分の一に當る金員を毎年府縣に納めしむるものよりなる。國庫はこの納付金の二分の一に當る金員を收入年度の翌々年度毎に府縣に給與す。退隱料・扶助料・扶助金・給與金等は恩給基金の利子及、國庫の給與金其の他の收入を以て支辨し、不足あるときは府縣費を以て補充すべき定なり。

以上を見れば國家が、小學校教員に對し意を致せるの厚き、察するに難からず。

概要

費用。一、設備及、其の維持の費用。二、職員の俸給旅費、其の他の諸給與。三、校費。

負擔者。市町村・町村學校組合又は其の區。

補助。教育基金令・市町村立小學校教育費國庫補助法・市町村立小學校教育費を補助せしむるため、北海道地方費及、府縣費支出の件、小學校教員恩給基金納金額の二分の一國庫給與等により、國庫及、府縣より補助す。

設問。小學校の費用及、負擔を問ふ。小學校の費用を補助すべき法令上の規程を問ふ。

第二節 授業料

市町村立小學校の費用は概ね市町村をして負擔せし

むるか故に授業料は市町村・町村學校組合又は、その區の収入となす。授業料は營造物の使用料にして、私人が學校といふ營造物を使用して享くる利益に對する報償にして手数料の一種に屬す。授業料の性質、かくの如きものなれば、これを徴收するは寧、當然なれど、尋常小學校の教育は、國家が國民の義務として強制するところなるを以て、現行小學校令にては、市町村立尋常小學校に於ては授業料を徴收せざるを本則とし、特別の事情あるときは府縣知事の認可を受け、市にありては一箇月二十錢以下、町村又は町村學校組合にありては一箇月十錢以下の授業料を徴收することを得、當分の内、尋常小學校第五學年、第六學年に於て高等小學校に於

て徴收する額を超えざる限り、徴收することを許せり。市町村立高等小學校に於て徴收する授業料は市にありては一箇月六十錢以下、町村又は町村學校組合に於ては一箇月三十錢以下に於て、その額を定めて監督官廳の認可を受くべく、しかも、その徴收と否とは市町村の意見に一任せり。補習科の授業料につきては市町村又は町村學校組合に於て隨意にその額を定むるを得しめ、私立小學校の授業料は設立者と入學者との間の一の契約なれば、その額は設立者に於て隨意にこれを定むるを得しめたり。同一學校に於て授業料に差等を設くるは妨なく、貧窮者には全部又は一部を免除すべく、一家の兒童二人以上同時に小學校に就學するるとき

は、その額を減ずるを得れど、學年により授業料額に差等を設くるは法令の禁止するところなり。

市町村・町村學校組合は明治二十九年二月勅令第五號市町村立小學校授業料を戦地勤務に因れる死傷者の子弟に對し徴收せざるを得る規定により、之を徴收せざるべく、又徴收せざるを得るものとす。授業料の納付は公法上の義務なれば、この義務を履行せざるものは、國稅徴收法を適用し、その滞納處分法によりて徴收するものとす。

概要

授業料。 營造物の使用料。 法理上徴收するを至當とすれど、義務教育普及の上より徴收せざるを原則とす。市町村・町村學校組

合、又は其の區の收入となる。

設問 授業料の性質如何。

第三節 基本財産及積立金

小學校の經費は市町村の負擔に屬し、市町村は概ね其の財源を市町村税に求むるを以て年の凶歉、商業の不景氣により直に小學校の費用の減少を來すが如きこと往々に見るところなれば、市町村・町村學校組合及市町村内若くは町村學校組合内の區は學校のために、基本財産又は積立金を設け、以て學校經濟の安固獨立をはかること今日の急務なり。基本財産及積立金の設置及處分は監督官廳の許可を受くべし。但、積立金を其の

目的の爲支出する場合は此の限にあらず。基本財産より生ずる収入は、教育に關する目的の外に、之を使用することを得ず。積立金より生ずる収入は、その積立金に編入すべき定なり。

基本財産又は積立金の増殖は、歳出の殘餘、又は特に歳入の幾分を増加して、之に充つべく、授業料・書籍器械の使用料をも之に充つるを得。教育に關する寄附金ありたるときは、寄附者に於て其の使用の目的を指定せるものの外、基本財産となすべき定なり。

概要 學校經濟の安固獨立をはかるため基本財産又は積立金を設定するを要す。寄附金・歳出の殘餘、特に歳入の幾分の増加、授業料・書籍器械の使用料をこれが財源に充つ。基本財産又は積立金の設

置及處分は監督官廳の許可を要す。
 設問 基本財産及積立金の設置・財源處分につきて法の規定をのべよ。

第九章 小學校に類する各種學校

小學校に類する各種學校は、その本旨・教科・編制等に於て確然たる定義を下す能はず。或は小學校の教科目の一・二科目を限り、專修するあり。又は小學校に設なき學術技藝を授くるものあり。中には入學者の資格修業年限を論ぜざるあり。その種類極めて雜駁にして枚舉に遑あらず。國家は唯その安寧秩序を害し、又は風教に害毒を及ぼさざる限りは本旨・教科目等は設立者の任意

に委ね、敢て干涉せざる主義を採り、其の設立廢止及職員に關してのみ法令を以て定めたり。市町村・町村學校組合は府縣知事の認可を受けて、小學校に類する各種學校を設置廢止するを得べく、又一私人がその設置をなすときは府縣知事の認可を受け、その廢止は府縣知事に届出づべく、而してこの學校は幼稚園・盲啞學校と同じく小學校に附設することを得るなり。小學校に類する各種學校には學校長を置くことを得。その教員は小學校教員たるべき資格を有する者、又は府縣知事の免許を得たるものたるべし。その學校長及教員の採用解職、懲戒處分・業務停止は小學校教員の例に依る定なりとす。

小學校に類する各種學校は、宗教を授くる私立學校にその例多し。例へば尋常小學校の教科の外に宗教の科目を加へたるもの或は外國人の設立する幼稚園に保母養成所を併置し、宗教に關する科目を加設するもの、いづれも各種學校として認可せられたり。

概要 小學校に類する各種學校は本旨教科編制等に於て確然たる定義なし。國家はその設置廢止職員に關して規定するのみにして、その他は設立者の任意に委ねたり。

設問 小學校に類する各種學校の性質竝にその法令上の規定を述べよ。

第十章 幼稚園

幼稚園は満三歳より満六歳までの幼児を保育し、その心身を健全に發達せしめ、善良なる習慣を養成して家庭教育を補ふを目的とす。されば幼児を保育するにはその心身發達の程度に副ふべく、その會得し難き事項を授け、又は過度の業をなさしむべからず。常に幼児の心情及行儀に注意して之を正しくせしめ、又常に善良なる事例を示して、之に倣はしむべきなり。

保育の項目は遊戯・唱歌・談話及手技にして保育の時數は管理者又は設立者に於て之を定め府縣知事の認可を受くべし。

幼稚園の設置及廢止に關する手續竝に、小學校に附設することを得べきこと、全く前章各種學校に同じ。

幼稚園に於て幼児を保育するものを保姆と稱す。保姆は女子にして小學校本科正教員、又は准教員たるべき資格を有する者、又は府縣知事の免許を得たるものたるべし。幼稚園には園長を置くことを得。幼稚園長及、保姆の採用解職・懲戒處分・業務停止は小學校教員の例による。

園長は特別なる資格を要せざれども、其の不適當なるものは市町村立幼稚園にありては之を任用せざるべく、私立幼稚園の場合に於てはその與へたる認可を取消すを得べきなり。

女子師範學校又は女子部の設ある師範學校の附屬小學校に幼稚園を設置したる場合には保姆の資校及、侍

遇は訓導に準ず。保姆一人の保育する幼児の數は約四十人以下とし、一幼稚園の幼稚數は百二十人以下を原則とし、特別の事情あるときは二百人まで増すことを得しむ。これ幼児の保育は小學校兒童の教育に比し一層周到なる看護を要するを以てなり。幼稚園の建物は平家造とし、保育室・遊戯室その他必要なる諸室を備ふべく、保育室の大は幼児五人につき一坪より小ならざるを要し、遊園は幼児一人には一坪の割合を以て設くるを常例とし、敷地・飲料水及、採光窓に關しては小學校の例によるべく、猶、保育用具たる恩物・繪畫・遊戯用具・樂器・黑板・机・腰掛・時計・寒暖計・煖房器その他必要なる器具を備ふべき定あり。

概要

目的。満三歳より満六歳までの幼児を保育し、健全なる心身の発達と、善良なる慣習とを養成し、家庭教育を補ふにあり。

設置及廢止。全く各種學校に同じ。

保育項目。遊戯・唱歌・談話・手技。

職員。園長。保母(本科正教員、准教員又は府縣知事の免許狀を得たるもの)

園兒數。全數百二十人以下(特別の場合には二百人以下)一保母に四十人以下。

設備。保育室(五人に一坪の割合)遊戯室、その他必要なる諸室並に保育用具。

設問。幼稚園の設置・廢止につき法令上の規定を問ふ。幼稚園の職員並に設備につきて記せ。

第十一章 管理及監督

第一節 管理者並に監督者

小學校の教育事務は、國の教育事務に屬するものと、市町村の事務に屬するものとの二に分つを得べし。小學校令はこの區別に對し、一般原則を明示せざるも、概して云へば小學校の設立・維持は公共團體たる市町村の必要事務にして、その他の事務は國の行政事務と認め可なるが如し。この區別は小學校令が市町村の機關に事務を分配するに當り、國家事務の機關たる市町村長に委任せる場合と、市町村固有の事務を掌る機關に命ぜる場合とを比較するときは、自ら明なり。前者を管掌事務といひ、後者を管理事務といふ。市町村長又は町

村學校組合長は市町村又は町村學校組合に屬する國の教育事務を**管掌**し、市町村立小學校を**管理**す。府縣知事は市町村又は町村學校組合の區長及、其の代理者をして市町村長又は町村學校組合長の指揮命令を受け、て區に屬する國の教育事務を補助執行せしむることを得。管理とは小學校なる營造物件の保存維持並にこれに要する費用の負擔、使用の制限許可、手数料の徵收、及、或場合の處分行爲をいふ。而してその管理方法を定むるは市町村會の權限に屬すれば市町村長は其の規則に従ひて管理せざるべからず。即、小學校の管理は市町村の機關たる市町村長の職務なりとす。

監督とは上級官廳が下級官廳の命令又は處分が權限

を超越し、法規又は訓令指令に違反し、もしくは公益を害せざることを監視して行政の統一を保つ手段なり。

監督の方法は報告を徵し、或は事務を直接に檢閲し違法處分の取消停止を命ずる等の類あり。市立小學校長及、教員の執行する國の教育事務は府縣知事之を監督し、町村立小學校長及、教員の執行する國の教育事務は郡長之を監督す。私立小學校にして市内に在るものは府縣知事之を監督し、町村内にあるものは郡長之を監督す。市町村長の管掌管理する事務の監督は市にありては府縣知事之を監督し、町村にありては郡長之を監督す。府縣知事郡長は國の教育事務取扱に關し、市町村吏員に對し懲戒處分を行ふことを得。

概要 管理とは小學校なる營造物の保存維持等の作用にして、市町村の機關たる市町村長の職務なり。監督とは行政の統一を保つ作用にして、市長及市立小學校長教員の執行する國の教育事務並に市長の管理事務は府縣知事之を監督し、町村長及町村立小學校長教員の執行する國の教育事務並に町村長の管理事務は郡長これを監督す。私立小學校の監督は市内にありては府縣知事、町村内にありては郡長之を監督す。

設問 管理並に監督の意義を明かにせよ。 管理者及監督者と如何なるものぞ。

第二節 學務委員

市町村は教育事務の爲め學務委員を置く。學務委員は名譽職にして市にありては市參事會員又は市會議員

を以て之に充て、又は市參事會員及市會議員を以て之を組織し、又は會員議員と市民中選舉權を有する者とを以て組織す。委員中市會議員より出づるものは市會之を選舉し、選舉權を有する公民中より出づる者は市參事會之を選舉し、其の他の委員は市長之を選任す。町村にありては町村會に於て町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者より選舉するも市町村會の議決に依るの限りにあらず。市町村の名譽職委員は市町村に於て隨意に設くるを得るの制なれども、學務委員に至りては市町村は法令の結果に依り、必ず之を設けざるを得ざるものなり。町村學校組合及其の區、並に市町村の區にも條例の規定により學務委員を置くこと

を得。學務委員の数は十人以下とす。東京市にありては十五人までに増すことを得べし。この中には市町村立小學校男教員を加ふべきものとす。而してその委員は市町村長又は町村學校組合長之を任免す。

學務委員は左の事項に就き市長・市參事會・町村長・町村學校組合長・區長竝に其の代理者を補助し、又は其の諮詢に應じて意見を陳述す。

- 一、就學督促に關すること。
- 二、家庭又は、その他に於て尋常小學校の教科を修むる者の認可に關すること。
- 三、就學義務の免除又は就學の猶豫に關すること。
- 四、設備に關すること。

五、經費豫算の調製に關すること。

六、授業料に關すること。

七、學校基本財産に關すること。

八、教科目の加除及、小學校令第二十條第二項の教科

目選定に關すること(高等小學校に手工・農業・商業の
一科目又は數科目を加ふること)

九、修業年限に關すること。

一〇、補習科の設置・廢止に關すること。

これを見るに市町村長の管理事務に屬するものあり、其の國の教育事務の管掌に屬するもの、市町村そのものの教育事務に屬するものあり。其の國の教育事務を執行する場合には市町村會の議決を経べき限にあら

ず。學務委員中、公民より選出せられたるものは四箇年を以て任期とし、補缺選舉によりて就任せるものは殘任期間を其の任期とす。學務委員にして資格の要件を失ひたる者は當然その職を失ふ定なり。

概要 學務委員は市參事會員・市町村會議選舉權を有する市町村公民中より選ばれたるもの、並に市町村立小學校男教員よりなる。市町村の教育事務に當り、市町村長・市參事會・町村學校組合長・區長並に其の代理者を補助し、又はその諮詢に應じ意見を陳述す。

設問 學務委員の組織並に職務を問ふ。

第十二章 採光・通風・煖房・清潔法

第一節 採光

諺に「光の來ぬ家に醫者が來る」の語あり。これ日光は室内を乾燥して黴菌を殺す力あれば、人の健康にいたく關係あるを示せるものなり。げに採光不十分なるときは顔色蒼白となり、氣分陰鬱にして動作快活ならず。體重減少し視力大に減弱するものなり。

日光は多きを厭はず。されば校舍はなるべく南向とし、南方を中心として採光の方位となすべし。總じて室内の如何なる位置にあるものも、必ずや天の一部を望むを得るを要す。これ既に設備の章に於て述べし如く廊下は北に取るべく、窓は高く付くるを要し、その面積を牀面積の六分の一以上たらしむるを要するは皆この原則より來る。教室の設備の節に於て述べたるが如く

光は左よりとるを可とす。これ後方より採るときは己が身體のために机上に陰影を生じ、右方よりとるときは手暗がりとなる。前方より採るときは眼を害すればなり。

概要 日光は人の氣分を快活にし殺菌力あるものなれば健康上大關係あり。光は多きを厭はず。室内の何人も天の一部を認むを得るを要す。採光は南を中心とし、兒童の左よりするを宜しとす。

設問 採光の必要とその方法とを問ふ。

第二節 通風

室外の空氣は炭酸瓦斯を含有すること百分中〇、〇三乃至〇、〇四なるに人の呼氣中に於ては實に四、四の多

きを含む。人體の炭酸瓦斯を吸入するや〇、〇七を想限とし〇、一〇を極度とし、この以上を有害とす。まして呼氣中には炭酸瓦斯の外に種々の毒分のあるあり。かかる有毒のもの多人數の群集せる室内には頗る多かるべく人身に害を及ぼすや大なり。かかる禍害を排除するため間斷なく、新鮮の空氣を室内に送入して、その汚氣を清め、室内空氣をして外氣と性質を同じくせしめんとする方法を換氣といふ。これには機械の動力を用ひて新鮮なる空氣を送入する方法等あれど設備容易ならざるのみか、我國の家屋には、この必要なかるべし。室の内外に於ける溫度の差、風力又は氣壓の高低により天井・壁・牀の氣孔又は戸障子の間隙或は窓を通じて

通風の行はるるあれど、教室の如き多人数の集合するところにては、つとめて通風の佳良を計らざるべからず。即、夏期は勿論冬期中に於ても放課時間に於ては窓牖戸を開きて内外の空気を交換すべく、牀面と平行して廊下に面せる壁に所々、無雙窓を設け、これを開閉して炭酸氣の排出をなし、或は天井の四隅に換氣窓を設け、屋根裏より簷下に通ずる換氣道を設くるも必要なる方法也。要するに教師は常に通風に意を留め室内に異臭なからしむべきなり。

概要 通風とは炭酸瓦斯その他の毒分を含める室内の空気をし、て、外氣とその性質を同じくせしめんために施す方法をいふ。窓牖戸を適宜に開放するは、その最も簡易自然の方法なり。

設問 通風とは何ぞ、その方法をあげよ。

第三節 暖房

冬季に於て氣温の低下するや吾人の體温を奪ふこと甚しく、特に小兒は體温を奪はれやすく、寒氣に對する抵抗力少きを以て氣温の低下を防がざるべからず。教室内の温度は冬季に於ても攝氏十五六度を適當とし、十度を下る場合には必ず暖房の設備なかるべからず。暖房の方法に中央暖房、局部暖房の二法あり。中央暖房には蒸氣暖房法、熱水暖房法、空氣暖房法等あれど、小學校の費用の耐うる所にあらず。小學校に於ては暖爐を可とす。薪炭を節約し、かつ危険の恐れを少からしめん

ため石造、又は煉瓦疊みの暖爐をよろしとす。圍爐にて薪木を燃し烟を室外に導くも悪しからず。火鉢は木炭の火になる迄に有害なる瓦斯を發生するのみならず、危険の恐れ多く暖室不十分なれば、なるべく用ひざるを可とす。止を得ずして用ひる場合には別室にて火に起して火鉢に移し、その上に金網をかくるをよしとす。

概要 氣温攝氏十度を下らば、暖房を施せ。石造又は煉瓦疊みの暖爐を最もよしとす。圍爐にて薪を燃すもあしからず。又火鉢は最も悪し。

設問 暖房の時期方法を問ふ。

第四節 清潔法

清潔は衛生上最も貴ぶべきものなるのみならず、訓練上亦重んずべきものなれば洒掃に留意し校舎教室を清潔ならしむべきなり。されば兒童をして當番を定めて毎日教室その他の洒掃をなさしめ、かつ時期を定めて全兒童をして校舎全部の大掃除をなさしむべし。教室の掃除法はまづ窓戸を開放し、机・腰掛等の可動性の備品をとりかたづけ、はたきを用ひて壁・戸・障子その他、器物等に附着せる塵芥を拂ひ落とし、如露を以て少しも牀板を潤ほし大なる塵埃を掃出したる後、濕布を以て建具・校具を拭ふべし。教室には紙屑籠と五十倍乃至二十倍の炭酸曹達水少量を盛れる唾壺を具へ、毎日これを掃除すべし。唾壺は

臺を高くして略痰の飛散を防ぎ、かつその構造に注意して容易に轉覆することなからしめ、赤色の如き目立ちたる色に塗りて眼に入りやすからしむべく、室内に於ては嚴に戶外に用ひし履物を禁すべきなり。便所の尿溝及注壁は毎日一回水を以て洗ひ、圀房は濕布を以て拭ふべし。糞壺内には防臭薬を撒布し、かつ期を愆らせず汲取らしむべし。下水は常に流通せしめ、芥棄場の不潔物は期を愆らず、搬送せしむべし。庭園・體操場・遊戯場・簷下・椽下も清潔を保たしむべきなり。以上は日常の清潔方法なれど、夏休又は、其の他の長休に際し、毎年少くも一回、定期清潔法を施すべきの規定あり。猶洪水のため、水害を被りたる學校は開校前に浸水後清潔法を施

すべき規定あり。左に清潔法に關する文部省の訓令並に東京市學校醫調查委員會の附議案を掲ぐべし。

學校清潔方法 (明治三十年文部省訓令第一號)

甲 日常清潔方法

- 一、教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但シ掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ
- 二、教室及寄宿舎ニハ其人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス
- 紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ
- 三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁スヘシ但シ止ムヲ

得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ

四、靴ノ儘昇降スル校舍ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ

五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ

六、便所ノ尿溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ厠房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ樋箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ

七、糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿クワンシカシ酸加カ里粗製格魯兒滿コルルマン（以百倍）乃至三硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラス汲取ラシムヘシ

八、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ時々窓戶ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭、煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其食卓等ヲ拭フヘシ

九、芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ

十、下水ハ常ニ疏通セシメ、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ

十一、庭園、體操場、遊戲場、簷下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ每年少クトモ一回夏休又ハ其他ノ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二、先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ、戸障子、簾懸等ヲ外シ敷物ヲ剝キタル後、如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤ホシ天井、四壁、牀板、廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但シ汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱滷汁ニ若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ

十三、簷下、牀下等モ手ノ届ク限リ之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ洗滌スヘシ

十四、寢具、窓懸、敷⁴等ニシテ洗濯シ得ヘキモノハ之ヲ洗濯シ其洗濯シ得ヘカラサルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ

十五、器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス

室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及日光ヲ通セシムヘシ
十六、牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ煤塵ハ之ヲ除去スヘシ

十七、浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損アルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

洪水ノタメ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ
十八、水ニ浸サレタル校舍殊ニ寄宿舎ノ建具、牀板等ハ取外シテ空氣

ヲ通シ且牀下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火、火鉢等ヲ用ヒテ充分ニ乾燥セシムヘシ

十九、建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ煮沸シテ飲用スヘシ

二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

東京市小學校清潔法施行手續

(東京市學校醫調查委員會附議案)

第一條 小學校清潔法ハ明治三十年文部省訓令第一號ニ據ルノ外左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス

第二條 小學校ニ於テハ兒童ニ掃除ヲ課セサルモノトス
但清潔ノ習慣ヲ養成センカ爲メニ毎朝黑板、教卓、机、腰掛ノ清拭ニ

限リ特ニ課スルコトヲ得

第三條 校舍ヲ清潔ニ保タンカ爲メ校外ニ用ヒタル履物ヲ禁ス

第四條 生徒ニハ教室内ノ清潔ト整頓トヲ保タシムルトニ注意シ

紙片其他ノ棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺内ニ於テシ決シテ室内廊下運動場等ニ放下セシム可カラス

第五條 清潔法ヲ左ノ四種ニ類別ス

甲 日常清潔法

左記ノ項目ニ依リ毎日掃除ヲ執行スヘシ

- 一、放課後各教室ノ窓ヲ開放シ机腰掛ヲ一方ニ片附鋸屑或ハ砂礫ノ潤シタルモノヲ適宜ニ撒布シ或ハ如露ヲ以テ少シク牀板及階段廊下ヲ潤シタル後掃除シ校具建具ヲ濕布ニテ拭フ可シ
- 二、掃除終ラバ腰掛ヲ原位置ニ復シテ整頓スルコト
- 三、教室備付品ハ凡テ規定ノ位置ニ整頓スルコト
- 四、黑板ハ拭ヒ黑板拭ハ所定ノ場所ニ於テ粉末ヲ取り去ルコト

五、水入ノ水ヲ取リ換フルコト

六、痰壺ニハ少量ノ水ヲ入レ毎日掃除シテ其内容ハ一定ノ場所ニ投棄スヘシ

七、屑籠ハ毎日掃除スヘシ

八、職員室、應接室、器械室、標本室、圖書室、廊下、玄關、小使室、運動場、雨中體操場、湯呑所、控所等ノ掃除ヲナスヘシ

九、容湯器ハ毎朝其内外ヲ洗滌スヘシ

十、共同湯呑茶碗ハ使用後清洗シテ籠等ノ上ニ伏セ置クヘシ

十一、掃除用具ハ所定ノ場所ニ整頓スヘシ

十二、庭園、簷下、椽下、下水、溝等ハ常ニ塵芥ノ溜ラサル様注意スヘシ

十三、便所ノ手洗水ハ放課後汲換ヘ常ニ清水ヲ滿フ可シ

十五、便所ノ尿溝及注壁ハ毎日一回水ヲ以テ洗滌シ圍房ノ周壁牀板ハ掃キ出シタル後濕布ニテ拭フ可シ

十五、尿溝及圍廁、運動場等ニ紙屑等放棄セシム可カラス、

乙 定期清潔法

- 毎週土曜日ヨリ日曜日ニ亘リテ左ノ項目ニ依リ掃除ヲナス可シ
- 一、日常清潔ヲ行フコト
 - 二、窓戸ヲ清拭シ天井四壁ヲ拂ヒ各室、廊下、階段、玄関等濕布ニテ拭
可シ
 - 三、下駄箱ノ塵芥ヲ掃フ可シ
 - 四、渡リ牀ヲ上ケ掃除ス可シ
 - 五、運動場ノ凹凸ヲ均シ雨水等ノ溜ラサル様計ル可シ
 - 六、下水溝ハ土砂芥塵ノ填塞セルヲ除キ疏通ヲ計ル可シ
 - 七、校舍周圍ノ空地ヲ掃除スヘシ
 - 八、溝渠ハ内外ヲ間ハス塵芥泥砂ヲ取り去ル可シ
 - 九、浴室全部ヲ掃除スヘシ
 - 十、殘墨汁入及硯等ヲ洗フヘシ
 - 十一、運動用具ヲ清拭スヘシ

丙 特別清潔法

- 特別清潔法ハ毎年夏期冬期休業中ニ於テ之ヲ行フ
- 一、各教室及其他室内ニアル机、腰掛、戸棚等ヲ室外ニ移シ戸障子窓
懸等ヲ外シタル後濕布ヲ以テ拭ヒ天井、四壁、牀板、廊下、階段等盡
ク之ヲ拂ヒ清水ニテ拭ヒ塵芥ヲ去ルヘシ但汚穢殊ニ甚シキ部
分器具等ハ熱滷汁若クハ石鹼水ニテ洗拭スヘシ
 - 二、簷下、牀下、雨樋ノ塵芥ヲ掃除スヘシ
 - 三、雨中體操場、小使室、便所、下水溝、芥棄場等ノ掃除ヲナスヘシ
 - 四、窓掛ノ洗濯ヲナスヘシ
- 丁 浸水後清潔法
- 洪水ノ爲メ浸水ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔法ヲ行フヘシ
- 一、水ニ浸サレタル校舍ハ建具、牀板等ヲ外シ空氣、日光等ヲ流通セ
シメ且牀下ノ汚物泥等ヲ去リ十分乾燥セシムベシ
 - 二、建具、牀板、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭

シ日光ニ曝シ乾燥セシムヘシ

三、浸水ヲ被リタル井戸ハ數回之ヲ浚渫シ汚物ヲ除キタル後之ヲ使用スヘシ

但一箇月間位濾過煮沸シテ飲用ニ供スヘシ

四、便所ハ汲取リ消毒清潔法ヲ行フヘシ

五、右ノ外定期清潔法ニ掲ケタル各項ヲ應用スヘシ

第六條 糞尿等臭氣甚シキトキハ壺内ニ防臭劑ヲ投入シ期ヲ愆ラヌ汲取ラシムヘシ

第七條 芥棄場ノ不潔物ヲ集積セサル内搬送セシムヘシ

第八條 教室内ニ帽子並ニ杖、外套等ヲ掛クルコトヲ禁ス

第九條 運動場ハ毎時間ニ塵埃ノ飛散セサル程度ニ撒水スヘシ

第十條 學校園ハ適宜ノ方法ニヨリ清潔ヲ保ツヘシ

概要 清潔法ハ衛生上訓練上頗重んずべきものなれば掃除を怠らず校舍校具を清潔ならしむべきなり。清潔法に關しては日常清

潔方法定期清潔方法浸水後清潔方法の規定あり。

設問 清潔方法に關する規定を問ふ。

第十三章 教授上の衛生

兒童期は身體發達の旺盛なる時期なれば、この時期に於て衛生上の注意を怠る時は生涯恢復するを得ざる悲しむべき状態に至らん。特に學校の課業は多く教授なれば教師は教授上の衛生に留意すること頗、必要なり。白墨及、手工用の粉末の飛散は教師兒童共に有害なれば濕布を以て黑板を拭ひ、その濕布は休憩時中に於て清水にて洗濯すべし。教師の音聲は高低共に度を失せざるに意を致すべく、黑板上の文字は少くも方二寸

以上たるべし。兒童に示すべき實物・標本・繪畫等は適度の大きさを具へ、かつ鮮明なるを要す。理化の實驗に際し有毒物を取扱ひ或は有毒瓦斯を放つ場合は特に注意を加ふべし。かの塵埃の飛散せる氣中にて體操を行はしめて顧みざるが如きは甚、不可なり。必ず水を撒布するを忘るべからず。日課表の制定に意を用ひて教材の難易を交へ、心身の換勞につとめ、教授に變化を與へて長く同一の姿勢にあるなからしめ、つとめて兒童の疲勞を防ぐべし。兒童の姿勢亂れ喧躁を來し顔面及、耳朶に潮紅を呈し、欠伸を催し聳蹙するに至らば既に疲勞状態にあるものなれば臨機の處置をなすべし。總じて放課時に至るも猶、課業を繼續して休憩時間を浸すが

ごときは有害無益なり。兒童をして筆記及、誦讀に務めしむるは、過度に腦力を勞せしむるものなれば、特に必要の場合の外、之を用ひざるべし。或は試験廢止の精神を忘れて、成績の考査を褒貶の意味に誤解し、過度に兒童の神經を刺衝する如きは大に害あり。兒童姿勢の匡正は健康上・美容上忽にすべきにあらず。脊椎の彎曲、屈曲並に近視眼等は多く姿勢の正しからざるに起因す。著座の姿勢は腰部を深く腰掛にのせ、脊椎を眞直にして軽く倚靠に倚らしめ、胸部を張り頤を引きて口を結び腹には皺を生ずるなからしめ、兩手は掌を下にして軽く腿上に置き、脚は上下脚の間を直角

となし、兩足を揃へて軽く牀上に置かしむべし。胸を張り、腹には皺をよせぬやう、そして兩手は腿のつけ根にの如き歌を誦誦せしむるは効あり。書見寫字に際しては姿勢最も紊れ易し、書くときは左の手首、讀むときは兩の手首を工合よく置けを誦記せしめ、脊椎の彎曲屈曲を防ぐべきなり。起立に際しては上體を眞直にし、兩肩を後方に引き、胸部を張り、踵を接し、兩手は自然に垂れしむべく、その書見に當ては書物の兩側下方を兩手に持ち、肘を少しく前方に持し、上下兩臂の間を約九十度に保たしめ、眼と書物との距離は一尺二寸程たらしむべし。

黑板と最前列兒童並に最後列兒童との間隔に留意し

て、斜視、遠視等の起らざらんを希ふべく、近視重聽の兒童は便宜前列に著席せしむべきなり。

教科用圖書の字大竝にその印刷は、視力に影響を及ぼすこと尠からず。文部省が國定制で以前檢定出願の教科用圖書に關し、定められたる標準を參考として掲ぐ。

一文字

漢字及假名

尋常小學校第一學年前半期用のもの	凡明朝活字初號(四十四)の大きさ以上
尋常小學校第一學年後半期用のもの	一號(二十八)の大きさ以上
尋常小學校第二學年以上用のもの	二號(二十二)の大きさ以上
地圖、挿圖、表圖等に用ふるもの	六號(八)まで
同著色部	五號(十)まで

歐字

凡「イングリッシュ、オールドスタイル」(十^四ポイント)の大きさ以上

二、字間 習字科用のものを除き、當該文字の凡四分の一以上の字間を存するを要す。

三、行間 習字科用のものを除き、凡當該文字の大きさ以上の行間を存するを要す。但し高等小學校用のものは其の行間を凡當該文字の四分の三まで減ずることを得。

歐文にありては凡曲尺一分二厘以上の行間を存するを要す。

四、行長 各行の長さは(輪廓あるものは其の輪廓とも)習字科用のものを除き、縦行のものにありては凡曲尺五寸五分以下、横行のもの若くは歐文のものにありては凡曲尺三寸三分以下たるを要す。

五、用紙 白色にて光澤なく其の質強韌なるを要す。且、成るべく裏面の文字若くは圖畫の表面に透らざるものを選ぶべし。

六、印刷 墨色眞黒なるべきは勿論、著色の部分と雖も區畫整正にし

て鮮明なるを要す。

七、掛圖 凡五間の距離に於てその記載の事物を明瞭に識別し得るを要す。

溫度攝氏三十度を越えなば、教授を停止すべく、十度を下らば、煖房を備ふべし。炎天に日覆なき屋外に身を晒し、寒天に激烈なる寒風に體を打たしむるが如きは、軟弱なる兒童に對してはつつしまざるべからず。體操教授に際して手足及、全身筋肉の運動を活潑にし血氣の代謝を促すと同時に生徒自個に於て、快樂を覺ゆるに至らしめ、或は放課時間に於て、男女となく、成るべく活潑に大氣中に運動するの遊戯を誘ふが如きは、ここに細説するを須ひず。

概要 白墨粉末の飛散を防ぐこと、教師の音聲の適度、板書文字及、提示すべき實物・標本・繪畫等の適當の大きさを有すること、理化の實驗に對する注意、日課表の制度、教授の變化に意を致して過勞を防ぎ、姿勢・席次・教科用圖書の文字・印刷に注意して兒童健康の保全をはかるは教授上の衛生なり。

設問 教授上の衛生につきてのべよ。

第十四章 身體検査

第一節 身體検査法

身體の検査は、健康の診断と、體格の測定とを行ひて、兒童身體の狀況を知悉せんとするものなれば、教員は學校醫を助けて身體の検査をなし、教育上の參考に供し、

かつこれを保護者に通知し、學校と家庭と相協力して、兒童身體の發育・健康をはかるべきなり。身體検査の方法につきては、明治三十三年文部省令第四號を以て發布せられたる規程に準據するを要すれば、左にこれを掲ぐべし。

學生生徒身體検査規程

第一條 學生生徒の身體検査は、毎年四月に於て之を施行すべし。

學校長に於て必要と認むるときは學生生徒に就き、臨時身體検査の全部若くは一部を施行することを得。

第二條 明治三十一年勅令第二號第一條第二項に依り、學校醫を置かざる町村立學校及、私立の小學校及、各種學校は、本令の身體検査を行はざることを得。

第三條 身體検査は學校醫をして之を行はしむべし、但、學校醫を置

かざる場合に於ては、他の醫師をして之を行はしむることを得。

第四條 身體検査は左の項目に就き施行すべし。

一、身長 二、體重 三、胸圍 四、脊柱 五、體格 六、視力 七、眼疾
八、聽力 九、耳疾 十、齒牙 十一、疾病

小學校生徒に在りては視力及聽力の二項目を検査することを要せず、但、甚しき障害ありと認むる者は此の限に在らず。

第五條 身體検査は左の各號に準據して施行すべし。

一、検査の表記には度は尺、衡は貫を以て單位とし四捨五入法を用ひて度は分衡は々に止むべし。

二、身長を測定するには足袋、靴等を脱せしめ兩蹠を密接して直立し、兩上肢を鉛直に垂れ頭部を正位に保たしむべし。又女子にして鬢ある者は小程を鬢下より水平に横へて測定すべし。

三、體重は著衣の儘測定したるときは其の著衣重量を全重量より除去すべし。

四、胸圍は兩上肢を鉛直に垂れ、自然の位置に在らしめ、乳頭の水平線に於て常時を測定すべし。充盈、空虛の差を測定するときは、亦同じ、但、小學校生徒に在りては常時のみを測定するものとす。

五、脊柱は正、左彎、右彎、前屈及後屈を検査し、屈彎に就きては其の程度に依り、強中弱の三種に區別すべし。

六、體格は強健、中等、薄弱の三等に區別すべし。

七、視力は中心視方を兩眼に就きて各別に検査すべし。

八、聽力は其の障害の有無を検査すべし。

九、齒牙は齶齒に就き検査すべし。

十、疾病は腺病、營養不良、貧血、脚氣、肺結核、頭痛、衄血、神經衰弱、鼻疾、咽喉病、傳染性皮膚病、其の他慢性疾患等検査の際に發見したるものを記入すべし。

前各號の外、身體検査上必要と認めたる事項は特に検査を行ふべし。

第六條 身體検査を施行したるときは、左の様式に依り、身體検査票を調製すべし。

身體検査票(男)													
検査年月	体格	脊椎柱	胸		體重	身長	視力		學年	校名(科阿)	姓名	出生年月	
			常時	盈虚			眼疾	右					
			の	差									耳疾
			齒牙上顎齒數										
			疾										
			木文に對する注意事項										
			備考										
			姓名										
			印章										

身體検査を施行したるときは、學校長は各本人に關する検査の結果を學生生徒又は其の保護者に示すべし。

第七條 身體検査を施行したるときは、學校長は左の様式に依り統計表を調製し、翌月限り文部省直轄學校長に在りては文部大臣に、其の他の學校長に在りては地方長官に報告すべし。
地方長官は前項の報告を受けたるときは之を取纏め其の年六月限り文部大臣に報告すべし。

第八條 幼稚園に於ては、本令中小學校生徒の身體検査に關する規定を準用す。

概要 身體検査は、健康の診斷と體格の測定とを目的とし以て教育上の参考に供し、家庭の保護者に注意を與ふるものとす。その方は明治三十三年文部省令第四號に明なり。
設問 身體検査の必要とその方法を述べべし。

第一節 學校醫

學校衛生のごとは専門の知識と技術とを要すれば、府縣郡市町村の設置にかかる學校には學校醫を置き、所定の資格あるものより地方長官これを囑託する定なり。學校醫は學年の終及、學期の始に於て特に當該學校に到り視察する外、毎月少くも一回、教授時間内に於て當該學校に到り、換氣の良否、採光の適否、机・腰掛の適否、前列及、最後列の机と黑板との距離、煖爐の有無及、煖爐と最近生徒との距離、室内の溫度、圖書掛圖・黑板の衛生上の適否、學校清潔方法實行の情況、飲料水の良否、その他、衛生上必要な事項を視察簿に記入し、猶、疾病に罹

れる生徒を發見したるときは、その病症により缺課休學又は療治をなさしむべきことを學校長に申告し、所定の規程に従ひ、生徒の身體を檢查して、その検査票を作るべく、生徒の入學、退學等に際し學校長の請求に應じその身體を檢查すべし。猶、學校内又はその近傍に傳染病の發生したるときは、數次學校にいたり、必要な豫防消毒法を施行し、學校の全部又は一部の閉鎖を必要と認めたるるとき、或は通學生徒の所在地に傳染病の發生せる場合に、その生徒の昇校を禁すべき必要を認めたるときは、これを管理者及、學校長に申告すべく、すべて學校醫は衛生上必要と認めたる事項につきては管理者及、學校長に申告すべき義務を有し、學校衛生事